第４節　中小企業庁……458
中小企業の動向……458
１．2007 年度の日本経済……458
２．中小企業の景気動向……462
３．中小企業の倒産動向……463
４．中小企業の資金繰り……464
５．中小企業の雇用……465
６．業種間・地域間の景況感のばらつき……466
2007 年度において講じた中小企業施策……469
１．総論……469
２．地域中小企業の活性化……469
２．１．中小企業地域資源活用プログラムの創設……469
２．２．JAPAN ブランド育成支援事業……470
２．３．地域の企業立地の促進……470
２．４．産業クラスター計画の推進等……470
３．中小商業対策……471
３．１．中小小売商業対策……471
３．２．中小物流効率化対策……471
４．中小企業金融対策……472
４．１．中小企業金融の円滑化、多様化……472
４．２．再生に取り組む中小企業への支援……473
４．３．政策金融改革の実現……473
４．４．2007 年度における予算措置等……474
５．ものづくり中小企業の高度化支援……474
５．１．中小企業のものづくり基盤技術高度化支援……474
５．２．技術革新の促進……475
５．３．中小企業の知的財産対策……475
５．４．産学官の連携の促進……476
６．中小企業税制……476
７．中小企業事業承継円滑化支援……476
８．小規模企業支援対策……477
８．１．小規模企業支援事業の充実……477
８．２．小企業等経営改善資金融資（マル経）制度……478
８．３．小規模企業共済事業……478
８．４．小規模企業設備資金制度……478
９．中小企業の経営革新支援……478
９．１．人材支援事業……478
９．２．創業や新事業活動への密接な支援……479
９．３．中小企業のＩＴ化支援……480

10. 中小企業連携組織対策……480
11. 下請中小企業対策・官公需施策等の推進……480
11. １．下請中小企業対策……481
11. ２．官公需施策等の推進……482
12. 中小企業の国際化対策……482
13. 中小企業経営安定対策……482
13. １．中小企業の災害対策……482
13. ２．中小企業の倒産対策……483
14. 雇用・福祉対策の推進……483
14. １．労働対策の推進……483
14. ２．福祉事業の推進……484
15. 特別対策……484
15. １．原油高騰・建築基準法改正への対策……484
15. ２．業種別特別対策……485
15. ３．エネルギー・環境問題への対応……489
15. ４．人権啓発の推進……489
15. ５．沖縄の中小企業対策……489
16. 調査・広報の推進……489
16. １．調査……489
16. ２．施策の広報……489

第４節　中小企業庁

中小企業の動向

１．2007 年度の日本経済

我が国経済は、緩やかな景気回復が継続したものの、年度末に足踏み状態となり、また、地域間や業種間で景況感にばらつきが見られた。とりわけ、2007 年度における原油価格の高騰や改正建築基準法の施行後の建築着工件数の減少は、中小企業の収益に大きな影響を与え、足下では中小企業の業況が悪化してきている。（図１）

図１　実質ＧＤＰと鉱工業生産の推移

～我が国経済は緩やかな景気回復を続けた～

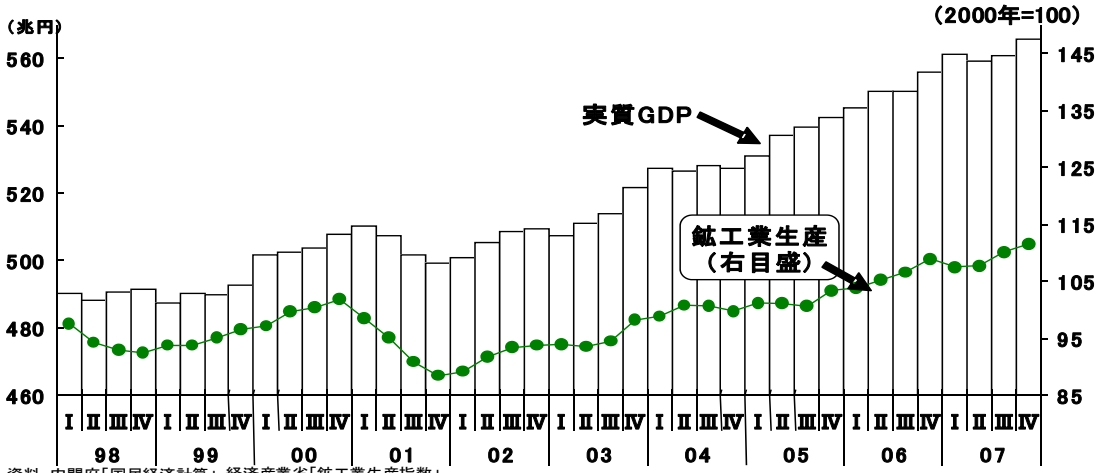

資料：内閣府「国民経済計算」、経済産業省「鉱工業生産指数」
(注)1.実質GDPは2000暦年連鎖価格GDP。
2.鉱工業生産指数は2000年を100としている。

2002 年２月から始まった現在の景気回復は、2002 年後半からと 2004 年後半からの踊り場的な状況を経つつも、６年を超える戦後最長の期間にわたるものとなっている。この間の経済成長は海外の景気拡大に伴う輸出の高い伸びと、企業の収益改善に伴う設備投資の伸びによって牽引されてきた一方、家計消費は総じて伸び悩んでいる。

こうした中、2007 年度においては、サブプライム住宅ローン問題、原油価格高騰、改正建築基準法の施行後の建築着工件数の減少という３つの外生的ショックが発生した。原油価格高騰と建築着工件数の減少は中小企業の業況や建築関連の産業に悪影響を与え、サブプライム住宅ローン問題の発生と相俟って、我が国経済の先行き不透明感を増大させている。

ここで、サブプライム住宅ローン問題、原油価格高騰、改正建築基準法の成功による建築着工件数の減少について、それぞれ考察する。

まず第１に、サブプライム住宅ローン問題の影だが、2007 年夏に顕在化して以来、米国を震源としつつも、世界的な金融市場の動揺と米国経済の減速懸念の高まりにつながった。

米国では、2000 年代に住宅ブームが到来し、住宅投資や家計消費の高い伸びによって堅調な経済成長を続けてきた。そうした中、住宅ローンを信用力の比較的低い者に対して供与するサブプライム住宅ローンが普及した。住宅価格が上昇し続ける局面においては、こうした家計のローン返済能力の低さが住宅の担保価値の上昇で補完されうるが、2006 年以降、住宅価格の上昇が急速に鈍化し、下落に転じる中、サブプライム住宅ローンの延滞率、差押率は急上昇していった。また、こうした背景から、米国の家計に対する信用供与は収縮し、消費が減速する中で、我が国から米国への輸出数量は 2007 年３月から、対前年比で減少傾向にある。

一方、2007 年７月に格付機関がサブプライム住宅ローン関連の証券化商品の格下げを行った。その結果、投資家の資金は「質への逃避」として米国の国債等の安全資産に流れ、世界的な株価下落が生じた。（図２）

為替面では、米国経済の減速への懸念等から、世界的にドル安が進行し、我が国の米国向け輸出は 2007 年９月から金額ベース（円ベース）でも前年同月比マイナスの傾向を示している。

図２　主要国の株価の推移

～サブプライム住宅ローン問題による世界的な金融市場の動揺で主要国の株価は大きく下落した～

（2007 年 6 月初＝100）

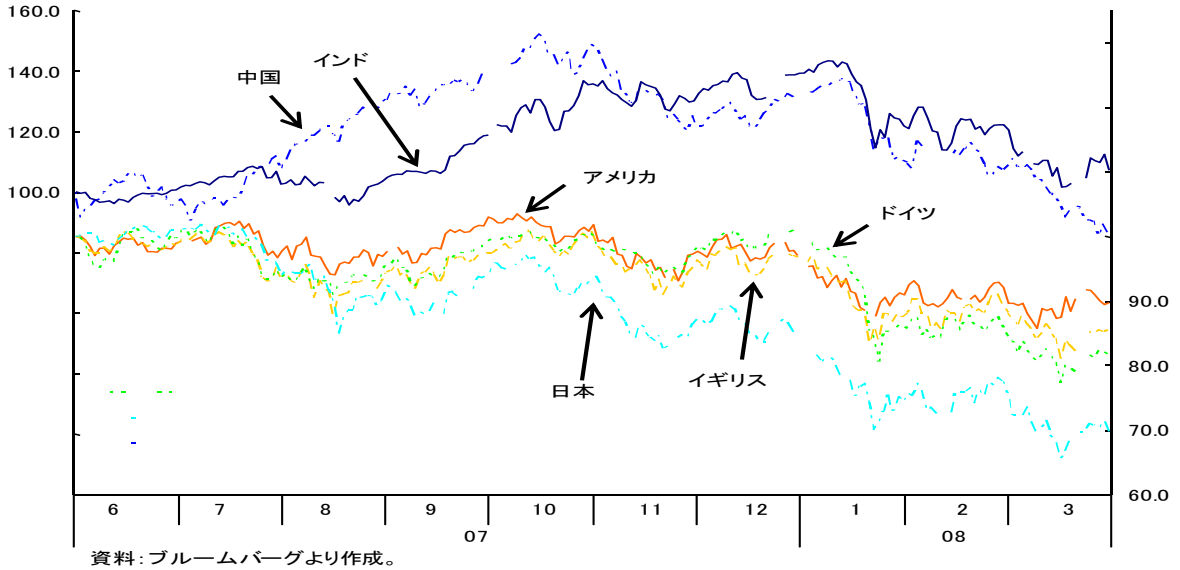

資料：ブルームバーグより作成。

第２のポイントである原油価格の高騰については、2007 年度は原油価格の代表的指標であるＷＴＩ価格が史上最高値を更新し続けた一年であった。ＷＴＩ価格は、2004 年頃から上昇傾向を示し、2006 年秋頃に暖冬による需要減少等のため一時的に価格は下落したものの、2007 年夏以降急騰し、2008 年１月２日には瞬間値で初めて１バレル 100 ドルを突破した（図３）。

図３　原油ＷＴＩ価格の推移

～原油価格は 2007 年に入り急上昇している～

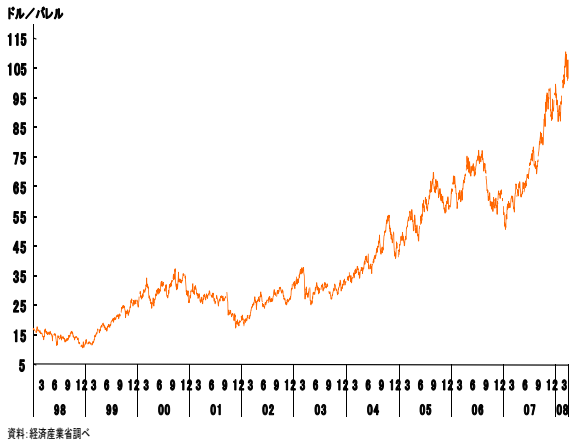

資料：経済産業省調べ

こうした価格高騰の背景としては、中国等のアジアを中心とした世界的な石油需要の増加、資源開発投資の減少等

による供給力低下といったファンダメンタルズ要因や、産油国の政情不安やテロ懸念等の地政学的リスクに加えて、金融面の要因が指摘されている。世界的な過剰流動性や低金利などを背景に、需給動向等を材料として、年金基金といった投資資金等が原油市場に流入し続けている。さらに、前述したサブプライム住宅ローン問題の発生後、投機目的の資金がＷＴＩ市場に流入し、原油価格高騰の傾向を加速させている。

このようなＷＴＩ価格の高騰に伴い、我が国の輸入原油価格も急上昇しており、円ベースの実質価格で見ると、第一次石油ショック時の水準はすでに超え、2007 年末頃からは第二次石油ショック時に匹敵する水準で推移している。ただし、これら過去２回の石油ショック時に比べて、我が国の石油依存度（一次エネルギーにおける原油の占める割合）はエネルギー源の多様化や省エネルギーの進展により 77.4%から 49.7%へ低下し、原油輸入量は第一次石油ショック時に比べ約 17%減少している。このため、灯油、ガソリン等石油製品の価格が上昇する一方で、これまでデフレが続いてきた経済環境と相俟って、企業物価や消費者物価といったマクロの物価の急激な上昇には至っていない。

他方、図４は、原油価格の高騰が中小企業に与えている影響を示したものであるが、９割を超える中小企業が原油価格の上昇により収益を圧迫されているとしている。特に、窯業・土石製品、石油製品、パルプ・紙製品、出版・印刷、クリーニング、運輸、繊維工業等の業種で大きな影響が見られている。また、多くの中小企業が原油価格高騰によるコスト上昇分を自社の製品・サービスの価格に転嫁することが困難としており、全く転嫁できていないとする中小企業は６割にのぼる。さらに、穀物、素材等の原材料価格も顕著に上昇する中で、中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」においても、原材料仕入単価ＤＩが今回の景気回復局面における最も高い水準に達した。一方で、売上単価・客単価ＤＩは伸び悩んでおり、価格転嫁が進まず、利幅が悪化している状況がうかがえる。このように、原油・原材料価格の上昇は中小企業の業況を悪化させることとなった。

図４　原油価格上昇による中小企業への影響

～原油価格の上昇により収益を圧迫されている企業は９割を超える～

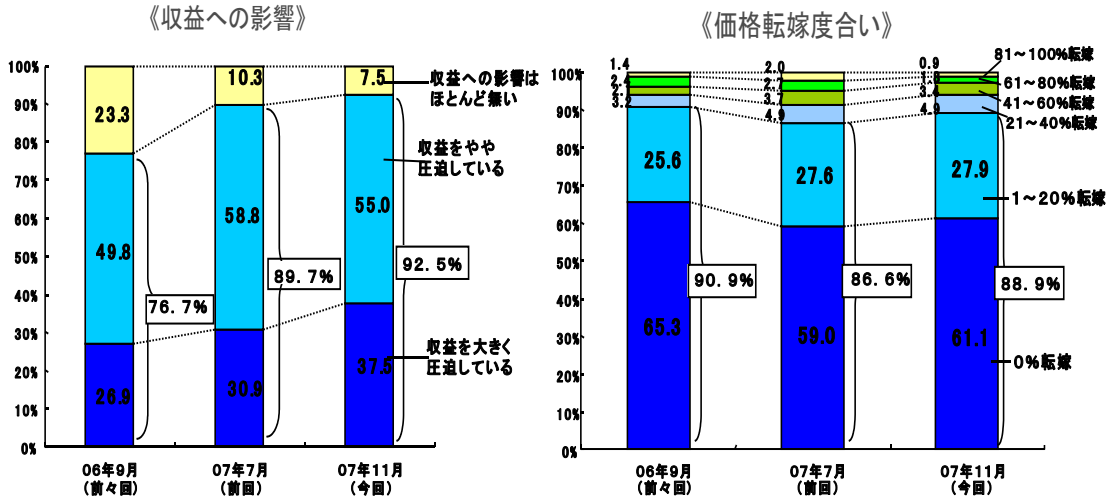

資料：中小企業庁・全国中小企業団体中央会・（財）全国中小企業取引振興協会「原油価格上昇による中小企業への影響調査」

最後に、建築着工件数の減少の影響についてだが、住宅や工場等の非住宅の建築着工件数は、2007 年６月の改正建築基準法の施行の後、大幅に減少した。建築基準法は、設計段階での建築物の安全性を審査することを求めているが、今回の建築基準法の改正は、2005 年 11 月に発覚した構造計算書偽装問題の再発を防止するため、建築確認・検査を厳格化したものであった。しかし、これに伴い、建築確認手続きに要する時間が増大するなどの副次的な影響が生じ、建築着工件数が大幅に減少するというショックが発生した。

2007 年７～９月の新設住宅着工件数は前年同期比で 37%減（約 21 万戸）まで減少した。特に８月、９月は年換算 70 万戸程度となり、最近の平均着工件数（年間 130 万戸程度）からほぼ半減した。これに伴い、建設業者のみならず建材・部材の製造業者等にも影響が生じた。建築向け鋼材メーカーが相次いで減産を表明したほか、セメントメーカーは出荷量が対前年比 10%以上減少し、サッシや板ガラスの出荷も減少、家具関係でも受注への影響が一部で顕在化した。こうした中、建設業の倒産件数が 2007 年 10 月に対前年比 25.8%増、11 月に 29.6%増と大幅に増加した。

住宅着工件数が 2007 年 10 月以降、前年同月比での減少幅が縮小し、持ち直しの動きにあり、また、政府が建築関連の中小企業者に対する金融支援等の対策を講じる中、建設業の倒産件数は 12 月 7.7%減、１月 8.4%増と一服感が見られるが、引き続き今後の動向を注視する必要がある。

２．中小企業の景気動向

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（以下「短観」という）によれば、中小企業の業況判断ＤＩは、2002 年第１四半期を底に、製造業が主導する形で改善を続けてきたが、2007 年になって弱い動きが続いている。（図５）

図５　我が国の企業の景況判断ＤＩの推移

～2007 年になって、中小企業の景況感は弱い動きが続いている～

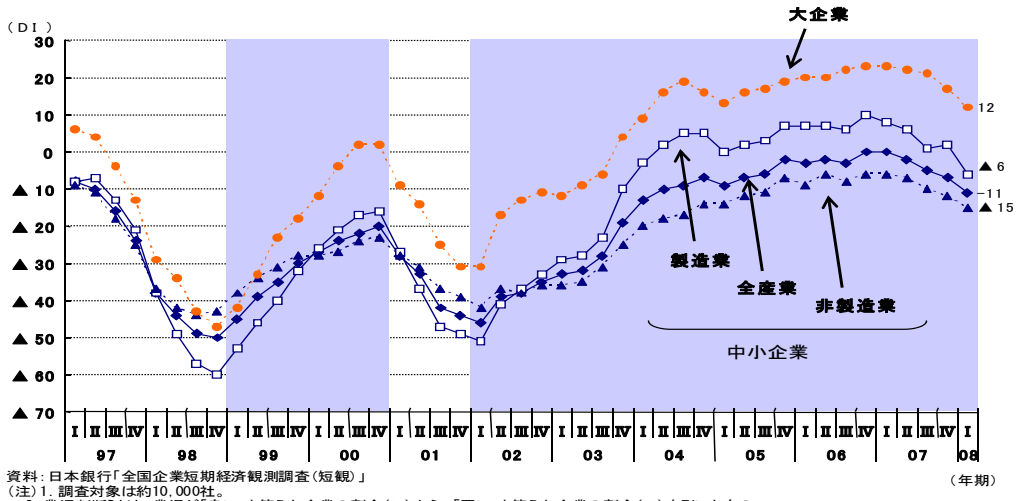

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」
（注）1. 調査対象は約10,000社。
2. 業況判断ＤＩは、業況が「良い」と答えた企業の割合（%）から、「悪い」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

さらに、日本銀行「短観」では扱わない資本金 2,000 万円未満の企業を含め、中小企業約 19,000 社を対象にした中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」によると、小規模企業を含めた中小企業全体では、景況感はより厳しく、業況判断ＤＩは 2006 年４～６月期から 2008 年１～３月期までの８四半期連続で緩やかに低下を続けている（図６）。

図６　我が国中小企業の景況判断ＤＩの推移

～小規模企業を多く含む中小企業景況調査においても、景況感は足下で悪化している～

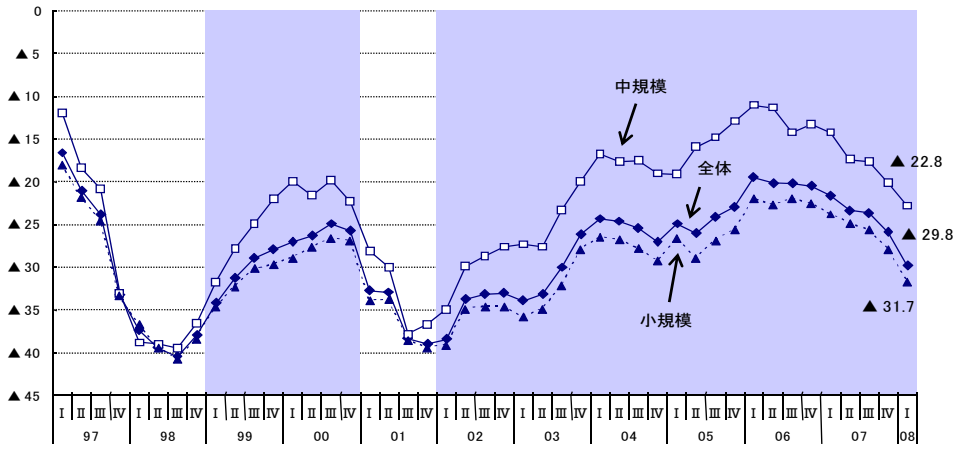

資料：中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
(注) 1. 調査対象は小規模企業を含む中小企業約19,000社。小規模企業以外の中小企業を中規模企業とする。
2. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
3. 季節調整値。

３．中小企業の倒産動向

次に、中小企業の倒産件数の動向を見ると、現在の景気回復局面に入った後の概ね３年間は前年同期比で減少していたが、2006 年頃から増加に転じている。業種別では、小売業の倒産件数が 2005 年に前年同期比での増加に転じ、その後、建設業と卸売業が 2006 年から、製造業が 2007 年から増加の傾向を示すようになった。（図７）

図７　中小企業倒産件数と増減率

～景気回復局面に入った後の約３年間は減少していたが、2006 年頃から増加に転じている～

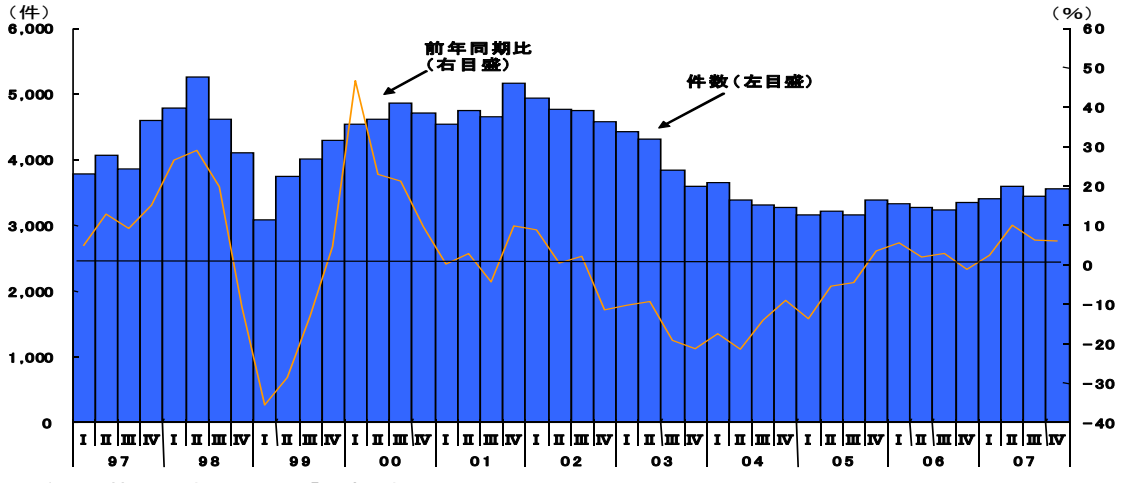

資料：（株）東京商工リサーチ「倒産月報」
（注）2000年以前は資本金１億円未満の企業を中小企業とする。

４．中小企業の資金繰り

今回の景気回復局面における資金繰りの動向については、総じて見れば、2006 年まで改善を続けてきたが、2007 年度に入ってから弱含んでいる。

2002 年からの企業収益の増加によって、中小企業の財務状況は改善し、有利子負債残高償還年数は 2002 年第２四半期の 16.1 年をピークに減少に転じ、2004 年第１四半期までのわずか７四半期の間に 11.9 年まで低下している。

こうした中、中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」の中小企業の資金繰りＤＩも 2002 年から 2005 年にかけて改善し、中小企業の長期資金借入難易度ＤＩも大幅に改善した。しかし、2007 年度に入ってからは、原油価格の高騰の影響等を背景とした中小企業の業況の悪化のため、資金繰りの弱含みが見られた。また、金融機関の中小企業向け貸出残高についても、金融機関の不良債権比率の低下による財務健全化や中小企業の業況改善を背景に、2006 年以降、増加傾向を示していたが、足下では中小企業の業況の悪化等を背景に弱含んでいる（図８）。

図８　中小企業向け貸出残高の推移

～貸出残高は 2006 年から前年同期比で増加に転じていたが、足下では弱含んでいる～

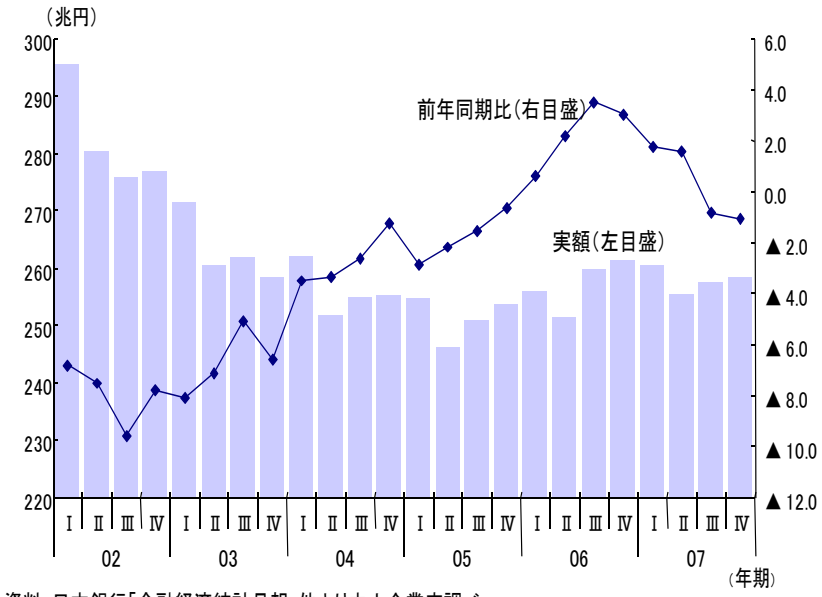

資料:日本銀行「金融経済統計月報」他より中小企業庁調べ

５．中小企業の雇用

今回の景気回復局面における雇用の動向については、総じて見れば、2002 年以降、有効求人倍率は上昇、失業率は低下を続けてきた。しかし、2007 年後半から、有効求人倍率は若干の低下傾向を示し、失業率の低下も足踏み状態となっており、雇用情勢は厳しさが残る中で改善に足踏みが見られる。（図９）

図９　有効求人倍率と完全失業率の推移

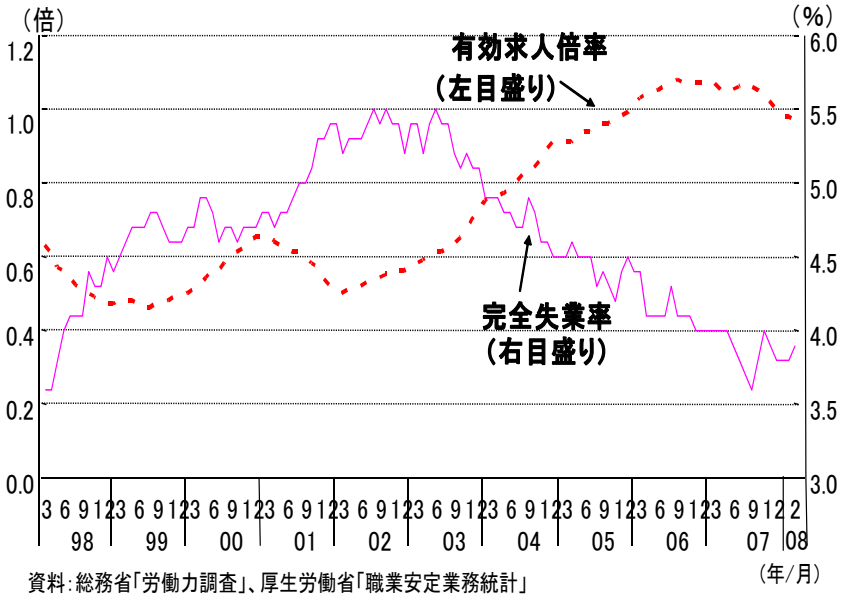

資料：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

足下の新規求人数の推移を事業所の従業員規模別で見ると、従業員５～29 人の小規模な事業所を中心として新規求人数が減少している一方、従業員 300 人以上の事業所においては、2007 年以降も業と中小企業の景況感の差が雇用の面にも色濃く反映されていることが読み取れる。中小企業の雇用情勢に関し、日本銀行「短観」の雇用人員判断ＤＩを見ると、2002 年第１四半期から大企業と中小企業のいずれも低下を続け、2005 年には「不足」が「過剰」を上回る状態となっているが、中小企業のＤＩは 2007 年に入って下げ止まりの動きが見られる。また、中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」を見ても、「短観」と同様に 2002 年から中規模企業と小規模企業のいずれも雇用の不足感が強まる傾向が見られるが、足下では雇用の逼迫に一服感が見られる（図 10）。

図 10　雇用の不足感の推移

～足下では雇用の逼迫にも一服感が見られる～

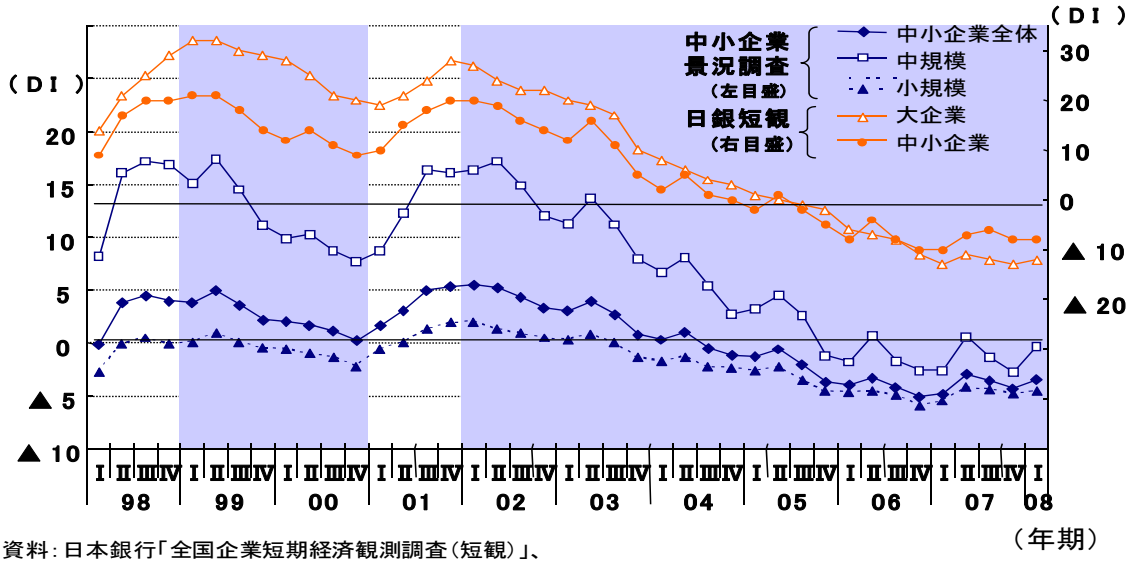

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」、
中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）ＤＩは雇用人員の「過剰」－「不足」。

６．業種間・地域間の景況感のばらつき

製造業が我が国の輸出の増大と設備投資に牽引され、相対的に好調な一方で、建設業や小売業等は厳しい状況にあり（図 11）、これら業種間の景況感の相違は、各地域の産業構造の相違を反映し、地域間の景況感にばらつきを生じさせている。図 12 は各都道府県の有効求人倍率を示したものである。

図 11　中小企業の業種別業況判断の DI の推移

～製造業が相対的に好調な一方、建設業や小売業等が厳しい状況にある～

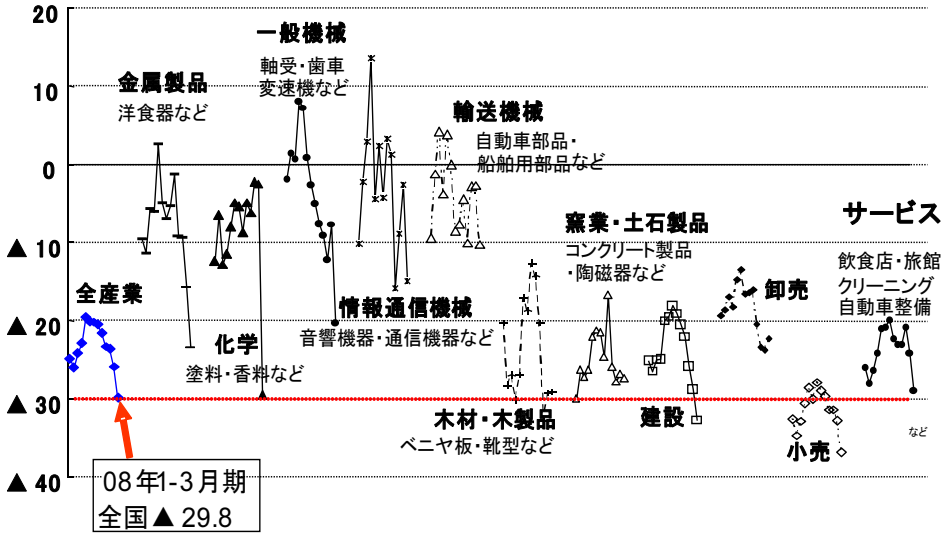

図 12　有効求人倍率と機械関連業種の分布

～都道府県の間に有効求人倍率の大きなばらつきが存在する～

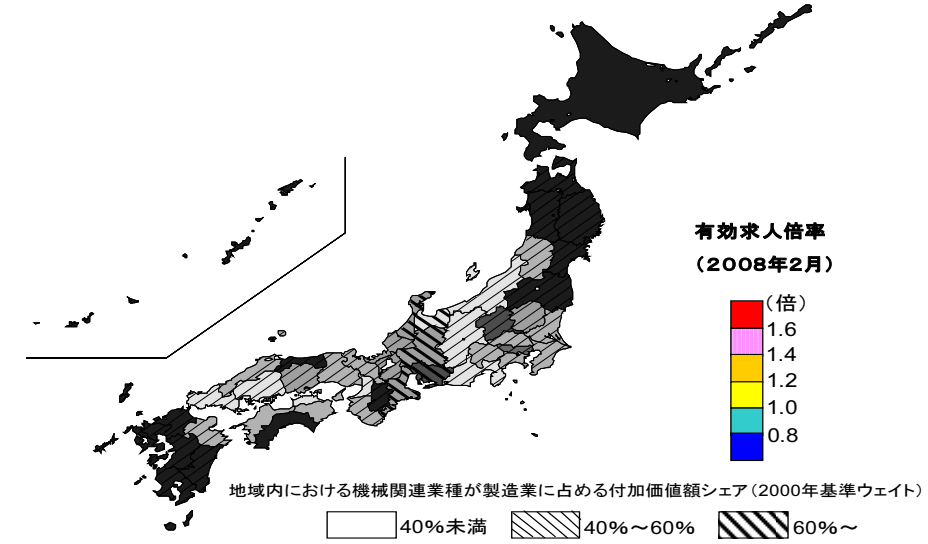

資料：厚生労働省「職業安定業務統計」、経済産業省「鉱工業生産指数」
（注）機械関連業種は、鉄鋼、非鉄金属、一般機械、輸送機械、電気機械、
情報通信機械、電子部品・デバイスを指す。

主に外需型製造業である機械関連業種の割合が高い地域では 1.0 倍を超える有効求人倍率を示している一方で、建設業や内需型製造業の比率の高い地域では 0.5 倍を下回る水準で推移している。

以上のとおり、我が国の経済構造が変化する中で、中小企業、とりわけ小規模な企業では収益が中長期的に低い水準で推移し、大企業との格差は拡大を続けている。こうした状況の下、自営業者と会社員の収入を比較すると、製造業などでは 1990 年までは自営業者の方が高い収入を得ていたが、現在では会社員の収入の方が高い。

こうした中、自営業者は経営者の高齢化も相俟って廃業する場合も多い。一方、開業率は足下で上昇しているものの、なお廃業率を下回る状況が続いている（図 13）。このため、我が国の中小企業数は減少を続けてきたところであり、2004 年から 2006 年へかけても我が国の中小企業数は 433 万社から 420 万社へと減少した（図 14）

図 13　企業の開廃業率と企業数の推移

～開廃業率は、なお廃業率を下回っている～

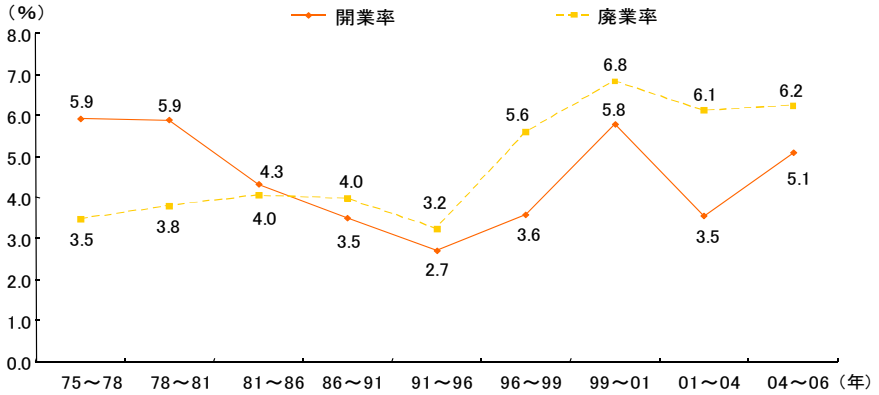

資料：総務省「事業所・企業統計調査」
（注）1．1991年までは「事業所統計調査」、1994年は「事業所名簿整備調査」として行われた。
　　2．開業率、廃業率の計算方法については、付属統計資料の4表の注を参照。

図 14　企業の開廃業率と企業数の推移

～我が国の中小企業数は、433 万社から 420 万社へと減少した～

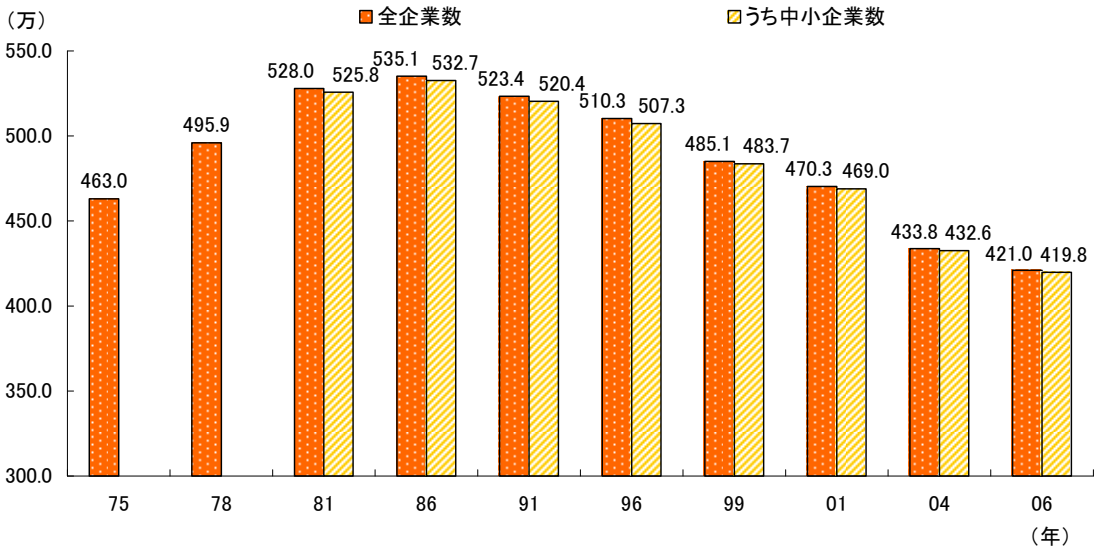

資料：総務省「事業所・企業統計調査」再編加工
1．1991年までは「事業所統計調査」、1994年は「事業所名簿整備調査」として行われた。
2．ここでの中小企業の範囲は以下の通り
・1996年以前は常用雇用者300人以下（卸売業は100人以下、小売業、飲食店、サービス業は50人以下）、又は資本金1億円以下（卸売業は3,000万円以下、小売業、飲食店、サービス業は1,000万円以下）
・1999年以降は常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の企業とする。

2007 年度において講じた中小企業施策

１．総論

2007 年において、我が国経済は緩やかな回復を続けたが、地域や業種によって景況感のばらつきが見られ、原油価格高騰の影響等を背景として中小企業の業況は弱い動きが続いた。

このような状況の中、中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、以下の３つの応援に加え、原油価格高騰・改正建築基準法への対策を講じ、中小企業の活性化に全力で取り組んだ。具体的には、地域中小企業の活性化を図る「地域の応援」、中小企業の発展、事業再生を支援する「企業の応援」、起業・再起業を促進する「ヒトの応援」の３つの応援を推進した。

まず、第１の柱である「地域の応援」として、地域資源を活用した中小企業の新事業展開を支援した。

地域活性化のためには、公共事業等に依存しない自立的な発展ができる産業群の育成が必要である。そこで、地域の中小企業の手によって、地域の「強み」となる、産地の技術、地域の農林水産品、観光資源などといった地域資源を掘り起こし、新たな商品・サービスに発展させる取組を総合的に支援した。「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人の提供や、産官学連携など従来の垣根を越えた地域の力の結集、さらに、大都市部、海外の市場を視野に入れた取組を支援した。

第２の柱は、中小企業の発展等を支援する「企業の応援」である。

2006 年６月に施行された「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案」に基づき、ものづくり中小企業に対する支援策を着実に進めてきた。

さらに、中小企業の資金供給円滑化のために、第三者保証や不動産に過度に依存しない融資制度の推進を図った。中小企業の保有する資産のうち、動産や売掛債権を担保として利用する「流動資産担保融資制度」を推進してきた。

中小企業の経済活動の活性化のためには税制の役割も重要である。そこで、中小企業の内部留保の充実を図るため、特定同族会社の留保金課税制度の適用対象から中小企業を除外するとともに、計画的な事業承継を支援するため、相続時精算課税制度の自社株式特例の創設や種類株式の評価方法の明確化を行った。加えて、実務家間の支援ネットワークを構築するなど、総合的な支援策を講じた。

第３の柱は、起業・再起業を促す「ヒトの応援」である。すなわち、企業を新しく起こす、あるいは一度失敗した人の再チャレンジを、融資などにより支援してきた。

その他にも、年末にかけて原油価格高騰、改正建築基準法による影響対策としてセーフティネット貸付・保証等を行い、外生的ショックによる中小企業への影響を緩和する施策を講じた。

２．地域中小企業の活性化

２．１．中小企業地域資源活用プログラムの創設

地域活性化のためには、産地の技術、地域の農林水産物、観光資源といった地域資源といった地域の「強み」をいかした産業を形成・発展させていくことが重要である。2007 年度より「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、地域資源を活用して、付加価値の高い商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援した。

(1) 中小企業地域資源活用促進法に基づく支援

(ア) 法律の概要

国が、地域資源の内容やそれを活用した事業等に関する基本方針を策定する。都道府県は、各都道府県における具体的な地域資源等を示した基本構想を基本方針に基づき作成し、国の認定を受けることができる。国は、基本構想に定められた地域資源を活用した事業に関して中小企業者が作成した計画を基本方針に基づき認定し、認定を受けた中小企業者に対して各種の支援措置を講じた。

(イ) 予算措置

(A) 地域資源活用売れる商品づくり支援事業

地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者や組合等が、当該事業計画に基づき行う、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売の促進に向けた取組に対し、市場調査、試作品の開発、展示会出展等に要する経費を補助した。（予算額 3,000 百万円）

(ウ) 低利融資

(A) 政府系金融機関による融資

地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業

者に対して、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による特別貸付を行った。

貸付利率：特利３

貸付期間：設備資金　原則 15 年以内、

長期運転資金　原則５年以内

(B)中小企業信用保険法の特例

地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者が、必要な資金を民間金融機関から借入する際に信用保険の限度額を拡大した。

(エ)税制措置

(A)中小企業地域資源活用促進法に基づく税制措置

地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者が行う設備投資のうち、一定の要件を満たすものに対して、特別償却又は税額控除を行った。

(2)その他の支援

(ア)地域資源活用販路開拓等支援事業

地域資源を活用した商品・サービスの販路開拓等に取り組む組合、公益法人等に対し、市場調査、試作品の開発、展示会出展等に要する経費を補助した。（予算額 1,125 百万円）

(イ)市場志向型ハンズオン支援事業

全国 10 カ所（地域ブロック毎）に支援拠点を設置し、マーケティング等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発・販売に取り組む地域中小企業等の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価等に係るアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行った。（予算額 2,028 百万円）

(ウ)地域企業化力向上支援事業

商工会、商工会議所、中央会、中小企業組合、ＮＰＯ等が市町村とも連携しつつ行う交流会や研究会等、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーとをつなぐコーディネート活動等を支援した。また、取引機会拡大を目的とした商談会やアンテナショップの開設、地域ブランドへの取組を促進するためのフォーラム等を実施した。（中小機構運営費交付金の内数）

(エ)地域資源活用型研究開発事業

地域での新事業創出のため、地域資源を活用した新商品開発等を目指した、企業と大学等との連携による実用化研究開発を実施した。（予算額 1,956 百万円）

(3)地域中小企業応援ファンド

地域の中小企業の創業や新事業展開に資する取組への支援と、地域経済の活性化を図ることを目的とし、（独）中小企業基盤整備機構が都道府県や地域金融機関と一体となり、地域中小企業の成長段階に応じた支援を行うファンドを創設した。

２．２．JAPAN ブランド育成支援事業

地域の技術、ノウハウ、伝統、文化など、特色ある資源を活用し、世界市場でも通用する製品・サービスを開拓するため、商工会・商工会議所等が核となり、地域の中小企業と一丸となって、世界に通用する「JAPAN ブランド」を確立しようという取組について重点的に支援した。（一部変更）（予算額 1,310 百万円）

２．３．地域の企業立地の促進

地域経済の回復にばらつきが見られる中、地域経済の活性化を図るため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）を制定し、地域が、企業立地の促進等を通じてそれぞれの特色を踏まえた個性豊かな産業集積の形成等を図ることを総合的に支援した。

(1)企業立地に係る人材面、資金面での支援

企業立地に関わる関係省の連携の下、全国 10 地域ブロック毎に企業立地支援センターを設置し、企業立地情報等に関するワンストップサービスを提供するとともに、企業立地促進法に基づき、地域が自らの特色を踏まえた基本計画の実現に向けた人材育成や貸工場等の共用施設を整備する事業等への支援を行った。

(2)事業用地に関する規制緩和等

企業立地促進法に基づき、工場立地法の規制の緩和や（独）中小企業基盤整備機構が造成等を行った産業用地や貸工場等の用途制限を緩和した。

２．４．産業クラスター計画の推進等

地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（産業クラスター）を更に深化・拡大させるため、産学官の広域的な人的ネットワークの形成・拡充、

地域における実用化技術開発の推進、新事業支援施設の整備等のインキュベーション機能の強化施策の推進を図った。

(1)産学官の連携強化等を通じた産業競争力強化

産業クラスター計画に係る支援機関の機能強化等により、企業、大学、公的研究機関、専門商社等の集積とそれらの間の交流・連携を促進し、我が国産業の競争力強化に資する技術革新や新事業創出等を図った。(予算額6,509百万円)

(2)地域の特性をいかした技術開発等の推進

地域経済を支える新事業やベンチャー企業を連鎖的に生み出すため、地域の特性をいかした産業の創出に資する中堅・中小企業が大学等と連携して行うなど地域の特性をいかした実用化技術開発等などを推進した。(予算額13,268百万円)

(3)新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)の整備等

新事業の創出・育成を促進するため、新事業支援施設を整備するとともに、起業家育成をサポートする人材の養成を図る等、ハード・ソフト両面におけるインキュベーション施策を推進した。(予算額4,662百万円)

３．中小商業対策

３．１．中小小売商業対策

我が国経済の成熟化や急速な少子高齢化の進展による人口構成の変化等により、我が国の消費環境が大きく変化する中、新たな需要創造を図るサービス業への進出や中小卸・流通業との連携による競争力強化等に意欲的に取り組む商店街、中小小売商業者に対する支援を行った。また、中心市街地活性化法等に基づき、中心市街地活性化協議会を中核とした中小小売商業者等の意欲的な取組に対して重点的な支援を行い、中心市街地の活性化を促進した。

(1)少子高齢化等対応中小商業活性化事業

全国の中小小売商業者が行う、少子高齢化、安全・安心等の全国的課題に対応する取組に対して、国が直接支援することで、商店街等ににぎわいを創出しその活性化を図った。(予算額2,972百万円、補正予算額1,363百万円)

(2)商業活性化アドバイザー派遣事業

中小小売商業の活性化のため、商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。また、商店街振興組合等の事務局機能を強化するため、企画、マネジメント、財務、労務、税務等の専門家を派遣した。(中小機構運営費交付金の内数)

(3)商店街振興組合の活動支援事業

全国商店街振興組合連合会が行う、商店街振興組合や商店街振興組合連合会の事業の円滑な運営を図るための指導や情報提供等に対して支援した。(予算額35百万円、補正予算額22百万円)

(4)戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に基づき、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や、中心市街地活性化協議会の運営等に対して「選択と集中」の観点から重点的な支援を行った。(予算額6,300百万円の内数、補正予算額3,414百万円)

(5)中心市街地商業活性化診断・サポート事業

(独)中小企業基盤整備機構(以下、中小機構という。)が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地における商店街・商業者による商業活性化事業を支援するための診断・アドバイスを行った。(中小機構運営費交付金の内数)

(6)中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組まれる、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するため、中小機構に登録されたアドバイザーを派遣した。

(7)中心市街地活性化支援等委託事業

タウンマネジメント活動を一層促進するため、各地域における商店街活性化の手法や先進取組事例等に関する情報提供・分析やシンポジウム等の開催により、中心市街地活性化策等についての普及啓発を図った。(予算額95百万円、補正予算額88百万円)

３．２．中小物流効率化対策

近年の物流構造の変化、環境負荷低減への取組等を背景として、物流コスト削減が極めて重要な課題となっている。このため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく支援策を始めとして、物流効率化への取組に対し、総合的な支援策を講じた。

(1)物流効率化専門指導員派遣事業

中小機構において、中小流通業が物流効率化の検討に際し適切なアドバイスのできる専門家を登録し、企業からの要請により問題解決に最適な専門家を派遣した。(予算額10百万円)

(2)物流効率化推進事業

組合等が行う共同物流システムの構築等係る調査研究等に対し補助した。また、これまでの成果を他の事業者に普及させるための実証実験についても補助した。(予算額121百万円)

(3)物流効率化セミナー等開催事業

中小流通業者の物流の効率化にあたっての各種課題解決に役立つ、事例等を基にしたセミナー、講習会を全国各地で開催した。(予算額38百万円)

4．中小企業金融対策

4．1．中小企業金融の円滑化、多様化

(1)中小企業等の再チャレンジのための金融支援

一度経営に失敗した者が再チャレンジする場合、担保用資産の不足、経営者の信用低下等により融資を受けにくい現状の中で、経営者の資質や事業の見込み等を評価するなどして、政府系金融機関の融資や信用保証協会による保証を可能とする枠組みを創設した。

(ア)再チャレンジ支援融資制度の創設

中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫において、いったん経営に失敗した起業家を対象として、積極的に融資する制度を創設した。リスクや担保不足等による上乗せ金利を引き下げるとともに、前事業に係る過去の債務が残っている場合の返済資金をも融資対象とした。また、事業立ち上げの際の資金負担を軽減するため、貸付後2年間の元利金返済を抑制する一方、成功度合いに応じた金利を適用する『成功払い型スキーム』を導入した(固定金利型との選択制)。

(イ) 再挑戦支援保証制度の創設

再チャレンジ起業家への民間金融機関による融資を後押しするための再挑戦支援保証制度を創設した。信用保証料率を低めに抑えて引き下げ、再チャレンジ起業家を応援するとともに、過去の債務が残っている場合の返済資金をも保証の対象とした。

(2)担保や保証に過度に依存しない融資

(ア) 中小企業向け貸付債権の証券化支援の更なる推進

中小企業に対する無担保貸付を促すため、民間金融機関の中小企業向け貸付債権の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫において推進した。

(イ) 経営者の本人保証を免除する制度

中小企業金融公庫においては、創業等の支援のため定期的な財務報告を行うこと等を条件に、経営者本人の保証債務を発生させない制度(保証人猶予特例)を創設した。また、国民生活金融公庫においては、事業計画の審査に基づき、創業者に無担保・無保証の融資を行う制度(新創業融資制度)について、自己資金要件を緩和し、貸付限度を引き上げるなどして、拡充を図った。

(ウ) 第三者保証人等を不要とする融資・保証制度

国民生活金融公庫において、2008年度4月1日から、第三者保証人等を不要とする融資制度の貸付限度を1,500万円から2,000万円に引き上げるとともに、上乗せ金利を圧縮し、2008年2月25日から、当融資の貸付限度額を2,000万円から4,800万円に引き上げた。加えて、信用保証協会において昨年度から実施している第三者保証人の原則非徴求化を徹底した。

(エ) 流動資産担保融資保証制度の創設

中小企業の持つ約140兆円の在庫・売掛債権を活用し、中小企業の金融の円滑化を促進するため、売掛債権担保融資保証制度を拡充し、新たに在庫(棚卸資産)を担保とする融資についても保証を行うことを可能とした。

(3)信用補完制度の見直し

2005年6月20日に中小企業政策審議会基本政策部会において取りまとめられた「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」を踏まえ、必要な制度改正を引き続き行った。具体的には、2007年10月から、金融機関と保証協会とが

適切な責任共有を図る制度を導入したことにより、金融機関による中小企業に対するきめ細かい支援等を促した。

(4) 早期転換・再挑戦支援窓口相談事業

事業継続の見通しがつかない中小企業経営者の事業転換や廃業経験者の再起業を支援するため、相談窓口を全国各地に設置し、各窓口の相談員が財務諸表等に基づく経営診断の実施や、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士等を派遣して、専門的なアドバイスを実施するなど、早期の事業転換や再起業をサポートした。

４．２．再生に取り組む中小企業への支援

(1) 中小企業の再生支援の推進

(ア) 中小企業再生支援協議会による支援

「産業活力再生特別措置法」に基づき、各都道府県に設置した中小企業再生支援協議会では、地域の実情に応じてきめ細かく中小企業の再生への支援を実施した。2007 年度においては、複雑・多様化する地域中小企業の再生ニーズに適切に対応するため、各地域に蓄積された再生支援に関する知識を収集・分析・体系化する中小企業再生支援全国本部を設置し、中小企業再生支援協議会の機能強化を図った。また、再生のノウハウ普及のためのセミナー及び研修を各地域において実施し、再生支援人材の育成を図った。（予算額 3,321 百万円）

(イ) 地域中小企業再生支援ファンドによる再生支援

経済産業省と（独）中小企業基盤整備機構は、中小企業再生支援協議会が活用できる再生手法の選択肢を広げ、地域の中小企業の再生を主に財務面から支援するために、地域中小企業再生ファンドの組成を積極的に支援した。結果、2007 年度においては、北海道において新たな中小企業再生ファンドが発足し、既に発足しているファンドと合わせ 15 件の中小企業再生ファンドと、各都道府県の中小企業再生支援協議会とが一体となって、地域の中小企業の再生支援を実施した。

(ウ) 再挑戦ファンド

自己破産等による廃業歴を有する経営者の再挑戦（新規事業の開始）に必要な資金調達を円滑化することを目的とし、（独）中小企業基盤整備機構の「ベンチャーファンド」の一形態として「再挑戦支援ファンド」を創設した。

(2) 経営進路形成支援

（独）中小企業基盤整備機構は、中小企業が自社の経営状況をコスト負担をかけずに迅速・客観的に把握できるよう、ＣＲＤ（中小企業信用リスク情報データベース）等を活用し、Ｊ－Ｎｅｔ21 上で財務データを入力するだけで、即時に財務上の問題が把握できる経営自己診断システムを提供した。（中小機構運営費交付金の内数）

(3) 中小企業の再生資金調達の円滑化

中小企業の事業再生を支援するため、国民生活金融公庫において、民事再生法における再生計画等の認可後の期間を対象とした融資制度（レイターＤＩＰファイナンス）を新設するとともに、中小企業金融公庫において、既に導入しているレイターＤＩＰファイナンスに加え、再生計画等申立後認可前の中小企業を対象とした融資制度（アーリーＤＩＰファイナンス）を追加した。また、信用保証協会においても事業再生保証制度を拡充し、アーリーＤＩＰに対応するとともに、私的整理におけるつなぎ資金の融資に対応した保証制度も創設した。

４．３．政策金融改革の実現

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、政策金融改革の実現を図るための所要の法整備を行った。

(1)　商工中金の株式会社化

2008 年 10 月の商工組合中央金庫の株式会社化、完全民営化までの移行期に係る商工組合中央金庫の在り方等を規定する株式会社商工組合中央金庫法が第 166 回通常国会で成立した。同法においては、中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持するため、株主資格の制限、融資対象の限定、金融債の発行や預金資格制限の撤廃等の資金調達円滑化のための措置、特別準備金の設置等の強固な財務基盤を確保するための措置等が規定されている。

(2) 日本政策金融公庫の設立

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等の４つの政府系金融機関を統合して設立される株式会社日本政策金融公庫について、その目的、業務の範囲等を規定する株式会社

日本政策金融公庫法が第166回通常国会で成立した。同法においては、株式会社日本政策金融公庫の2008年10月の設立や中小企業者の資金調達を支援するための金融の機能、指定金融機関を活用した危機対応業務の内容等が規定されている。

４．４．2007年度における予算措置等

(1)　政府系金融機関における事業規模

（単位：億円）

	18年度計画	19年度計画
中小企業金融公庫	16,403	注１） 15,062
（うち証券化）	1,503	1,503
国民生活金融公庫	26,000	注２） 23,400
（うちマル経）	4,500	4,000

（注1）予想しがたい経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について５割を限度に増額することができる（弾力条項）ので、最大２兆1,369億円の事業規模を確保することが可能。

（注2）国民生活金融公庫は普通貸付ベース。上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大で３兆4,519.5億円の貸付規模を確保することが可能。

（参考）商工組合中央金庫については、2006年度より財政投融資対象外の機関となり、財政投融資による商工債券の引受けは行われなくなったが、引き続き商工債券により市場から資金を調達し、企業の資金需要に的確に対応する。

５．ものづくり中小企業の高度化支援

５．１．中小企業のものづくり基盤技術高度化支援

我が国製造業の国際競争力の源泉は、ものづくり基盤技術を有する中小企業が、製品等の開発・生産プロセスにおいて、川下の企業と密接な摺り合わせを実施している点にある。我が国経済を牽引していく製造業の国際競争力の強化及び新産業の創出のためには、基盤技術を担う中小企業の競争力を一層高めていくことが重要である。

しかし、こうした中小企業は、競争の進展に伴う取引関係の変化や、技術の高度化・専門化による技術開発リスクの上昇など、様々な課題に直面している。

このため、「中小ものづくり高度化法」を2006年６月に施行し、基盤技術に関する研究開発への支援や環境整備の施策を展開した。

(1)ものづくり中小企業の研究開発支援

（ア）技術高度化指針（技術別指針）の策定及び研究開発等計画の認定

「中小ものづくり高度化法」に基づき、「特定ものづくり基盤技術」（鋳造、鍛造、めっき等）を指定し、技術毎に中小企業が目指すべき技術開発の方向性を取りまとめた「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を策定した。また、当該指針に基づき中小企業が作成した特定研究開発等計画を国が認定し、支援した。

（イ）戦略的基盤技術高度化支援事業

我が国経済を牽引していく産業分野の競争力を支える基盤技術（鋳造、鍛造、めっき等）の高度化等に向けて、中小企業が行う革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスイノベーション等を実現する研究開発を支援した。（予算額　7,061百万円＋中小機構運営費交付金の内数）

(2)ものづくり基盤技術高度化のための環境整備

（ア）川上・川下間のネットワークの構築支援

基盤技術を担う川上中小企業と川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」「情報の非対称性の解消」を図るため、川上中小企業と川下産業との「出会いの場」の創出、ネットワーク構築に向けた取組を支援した。（予算額190百万円）

（イ）中小企業ものづくり人材育成事業

中小企業の人材育成・確保を図るため、高専等の設備を活用した中小企業の若手技術者育成カリキュラムの開発、各地域の産業界・工業高校・行政等の連携による実践的教育プログラムの充実など人材育成支援策を実施した。（予算額536百万円）

（ウ）計量標準による技術の精度・信頼性の客観的な証明

中小企業が行う加工・製造プロセスの精度・信頼性を客観的に証明し、製品の市場への供給を支援するため、試験

検査機関等による中小企業向けの精度管理システムの構築や人材育成、施設整備等計量標準供給基盤の強化を行った。（予算額 300 百万円）

（エ）基盤技術の承継の円滑化

熟練技能者の暗黙知となっていた設計・加工ノウハウ等をデジタル化・体系化し自社内で蓄積することを可能にするソフトウェアを開発した。併せて、蓄積されたノウハウ等を活用できる生産管理システム等を中小製造業者が自ら作成するための支援ソフトウェアを開発し、成果を中小企業に提供することにより、中小企業の基盤技術継承を支援した。（予算額 271 百万円）

（オ）知財駆け込み寺事業（中小企業知的財産啓発普及事業等）

知的財産の創造・活用・保護の面で課題を抱える中小企業が知的財産関係の情報を得られるように公的機関等に取り次ぐゲートウェイ機能として、商工会・商工会議所に設置された「知財駆け込み寺」の機能強化等を目的に、経営指導員向けの「相談対応マニュアル」や知的財産の啓発普及のための「ポスター」、「リーフレット」の作成等の各種支援を行った。（予算額 100 百万円）

５．２．技術革新の促進

我が国のものづくりを担うやる気と能力のある中小企業が元気になることが経済の活性化や国際競争力の強化には必要不可欠であり、世界トップレベルの優れた技術力を持つ中小企業を多数輩出するため、新事業・新分野に果敢に挑戦する中小企業の技術開発を強力に支援した。

(1) 中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ制度）

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（以下「中小企業新事業活動促進法」という。）に基づき、新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標等の方針の作成、中小企業者等への支出の機会の増大を図った。さらに、その技術開発の成果を事業化につなげるために、特許料等の減免措置、特別貸付制度、信用保証の特例などの措置により支援を行った。

(2) 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業

中小企業等の技術シーズ、ビジネスアイデアを市場につなげるため、中小企業等が行う実用化研究開発に要する経費や事業化に向けた販路開拓等に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング等を一体的に実施し、創業・新事業展開を支援した。特に、2007 年度から、公設試験研究機関等へ研究開発や分析・検査経費の一部についても新たに補助対象とした。（予算 1,431 百万円、中小機構運営費交付金の内数）

(3) イノベーション実用化助成事業

研究開発型ベンチャー企業等の民間企業及び大学等による全国レベルで優れた先端技術の実用化開発に対して助成支援を行った。なお、2006 年度まで、民間向け「産業技術実用化開発補助事業」、大学等の産学連携向け「大学発事業創出実用化研究開発事業」と分立していた実用化開発助成事業を統合。（予算額 8,675 百万円）

５．３．中小企業の知的財産対策

中小企業における知的財産の保護とその効果的な活用を支える環境整備を図るため、以下の事業を実施した。

(1) 中小企業知的財産権保護対策事業

海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図る観点から、（独）日本貿易振興機構の有する海外ネットワークを活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等を実施した。（32 百万円）

(2) 地域中小企業知的財産戦略支援事業

知的財産戦略に基づいた事業展開を図っていく中小企業に対し、知的財産専門家を派遣し、知的財産戦略づくりを支援するとともに、地域における中小企業の知的財産戦略支援人材の育成を図った。（予算額 354 百万円）

（ア）知的財産戦略策定支援事業

都道府県等中小企業支援センターを通じ、地域の中小・ベンチャー企業に対して知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣する支援を実施した。

（イ）地域における知的財産戦略支援人材の育成事業

法律、技術等の専門家による支援チームを各地域で編成するとともに、支援チームによる中小企業の支援事例を蓄積し、その成果の普及啓発を図った。

(3) 中小企業等特許先行技術調査支援事業

中小企業等の審査請求前の特許出願について、出願人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が

先行技術調査を行い、審査請求するか否かを判断する際の参考となる情報を提供した。（予算額 611 百万円）

５．４．産学官の連携の促進

産学官連携による技術開発・事業化を以下のような事業により、強力に推進した。

(1) 地域新生コンソーシアム研究開発事業

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した中小企業を中心とする産学官の強固な共同研究体制（地域新生コンソーシアム）の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施した。（予算額 1,141 百万円）

(2) 産業技術研究開発事業（中小企業支援型）

先端的な研究開発活動を行う中小・ベンチャー企業に対して、高度で豊富な研究資源（技術シーズ、人材、施設・設備等）を有する公的研究機関による共同研究の実施等を通じて支援を行った。（予算額 798 百万円）

(3) 大学等技術移転促進費補助金

大学等の研究成果の円滑な技術移転を図るため、1998 年に施行された「大学等における研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき、実施計画が承認されたＴＬＯ（承認ＴＬＯ）に対して、技術移転事業に必要な資金の一部を補助した。（予算額 580 百万円）

６．中小企業税制

我が国経済の基盤を形成する中小企業者が、多様で活力ある成長発展を図ることを支援するため、経営基盤の強化等の観点から、きめ細かな税制面の措置を講じた。

2007年度税制改正においては、中小企業の財務基盤の強化や生産性の向上等を図るため、以下のような措置などを講じた。

(1) 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃

同族会社の留保金課税について、資本金１億円以下の中小企業を留保金課税の適用対象から除外した。

(2) 中小企業地域資源活用促進法に基づく税制措置

中小企業地域資源活用促進法に基づき、産地技術や農林水産品等の地域資源を活用した事業に取り組む中小企業に対する設備投資の支援措置（30％の特別償却又は７％の税額控除）を創設した。

(3) 減価償却制度の抜本的見直し

国際的に遜色のない制度とするよう、減価償却可能な限度額（現行95％）を撤廃するなど、減価償却制度を抜本的に見直した。

(4) 中小企業等基盤強化税制の延長

中小小売・卸・サービス業等に対する設備投資の支援措置（30％の特別償却又は７％の税額控除）の適用期限を２年間延長した。

(5) 相続時精算課税制度の自社株式特例の創設

事業承継をするために贈与者（親）から贈与を受けた取引相場のない株式等について、相続時精算課税制度に係る贈与者要件を60歳（本則65歳）に引き下げるとともに、非課税枠を3,000万円（本則2,500万円）に引き上げる特例を創設した。

(6) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し

中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を2007年度から大幅に引き上げた。（基準所得（課税所得＋オーナー役員給与）を現行の「800万円以下」から「1,600万円以下」へ引き上げ）

(7) 種類株式の評価方法の明確化

会社法の施行により発行が容易になった株主総会での議決権がない株式等の種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される次のものについて、その評価方法を明確化した。

（ア）配当優先の無議決権株式

（イ）社債類似株式

（ウ）拒否権付株式

７．中小企業事業承継円滑化支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の確保の重要性が増大している。一方で、親族内で後継者を確保すること

がますます困難になっている。中小企業の技術や雇用を確保する観点からは、中小企業の事業承継の円滑化が極めて重要な課題であり、そのための環境整備を図る必要があり、以下の取組により中小企業の円滑な事業承継を支援した。

(1)事業承継支援ネットワークの形成

全国９カ所の（独）中小企業基盤整備機構支部に専門人材（事業承継コーディネーター）を配置し、各地域で事業承継を支援する実務家（弁護士・税理士・公認会計士等）に係る情報の収集・整理、商工会議所・商工会の経営指導員への実務家情報等の提供、実務家研修の実施等により、全国各地で広範かつ高度に中小企業の事業承継をサポート「事業承継ネットワーク」を構築し、全国各地で中小企業の事業承継を支援した。(中小機構運営費交付金の内数)

(2)事業承継に係る普及啓発

(ア) 事業承継に関する施策や相談窓口についての情報を盛り込んだリーフレットを作成・配布した。（中小機構運営費交付金の内数）

(イ) 全国各地で、中小企業経営者を主対象としたシンポジウムを開催した。（中小機構運営費交付金の内数）

(3)「事業承継協議会」の運営

事業承継に係る制度面において、相続法制や会社法制の分野における専門的な課題が数多く残されていることに加えて、税制等の新たな課題への対応も必要となっていること等を踏まえ、事業承継に係る関係機関が一同に会した総合的・専門的な検討組織である「事業承継協議会」において、事業承継に係る税制及び相続法上の課題解決に向けた検討を行うため「事業承継税制検討委員会」及び「相続関連事業承継法制等検討委員会」を設置し、集中的な検討を行い、中間報告をとりまとめた策定した。（中小機構運営費交付金の内数）

(4)事業継続ファンド

（独）中小企業基盤整備機構が民間団体とともに「事業継続ファンド」を組成し、後継者不在等の事業承継問題により新たな事業展開が困難となっている中小企業の事業継続を円滑化するとともに、新事業展開を通じた経営の向上を図った。

８．小規模企業支援対策

８．１．小規模企業支援事業の充実

(1)経営改善普及事業

消費者ニーズの高度化・多様化、技術革新、情報化、国際化の進展など、小規模事業者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、全国の商工会・商工会議所及び都道府県商工会連合会において、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応やニーズに応じた専門家の派遣、人材育成の推進、地域振興事業など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援する事業（経営改善普及事業）を実施している。

このような経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、引き続き全国団体を通じて支援を行った。(予算額 413 百万円)

(2)創業・経営革新支援策の充実

(ア) 創業塾・経営革新塾

全国の都道府県商工会連合会や商工会議所等において、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」(30 時間程度の短期集中研修）を開催した。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を開催した。(継続)（予算額 1,605 百万円）

(3)経営指導員の資質向上

小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導を一層充実させるため、全国商工会連合会に対し、経営指導員等を対象とした全国統一研修システムのカリキュラムによるインターネット運営に要する費用を補助し、研修及び研修評価試験を実施した。（予算額 114 百万円）

(4)小規模事業者新事業全国展開支援事業

地域経済活性化のためには、地域の小規模事業者の発展が不可欠。このため、全国商工会連合会・日本商工会議所と各地の商工会・商工会議所及び都道府県商工会連合会が連携し、小規模事業者が行う、消費者ニーズを的確に捉えた製品開発や販路開拓など、全国規模の市場へ向けた事業展開に対し支援を行った。（予算額 2,515 百万円）

(ア) 特産品開発・観光資源開発及びその販路開拓

各地の小規模事業者と商工会等が協力して行う、地域の資源を活用した特産品開発やその販路開拓などの取組に対し幅広く支援した。

(イ) 販路開拓支援のための専門家派遣

百貨店のバイヤー等の専門家をアドバイザーとして各地の商工会等に派遣し、小規模事業者が行う新製品開発や販路開拓をより効果的に支援した。

(ウ) 商談・展示会の開催

百貨店やスーパーの担当者等を招いて、各地で開発された特産品等を一堂に会した商談・展示会を開催し、全国規模の販路開拓を支援した。

(5)早期転換・再挑戦支援窓口相談事業

８．２．小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

担保・信用力に乏しい小規模企業者の資金調達の円滑化を図るため、各商工会・商工会議所の経営指導員の経営指導を受けた小規模企業者に対して、国民生活金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う本制度について、厳しい経済状況や雇用情勢等を踏まえ、所要の貸付規模(4,000億円)を確保するとともに、貸付限度や貸付期間の特例措置等を引き続き実施した。

８．３．小規模企業共済事業

小規模企業共済法に基づき、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員に対して、廃業や転職をした場合等に共済金を支給する共済事業を引き続き推進した。このため、実施主体である（独）中小企業基盤整備機構において、業務の円滑な遂行を図った。（中小機構運営費交付金の内数）

８．４．小規模企業設備資金制度

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進を図るため、設備資金貸付事業及び設備貸与事業を引き続き実施した。

具体的には、国からの貸付金と都道府県の一般会計からの繰入金で造成される貸付原資を都道府県の特別会計で管理し、同特別会計から制度実施機関である都道府県中小企業支援センターに必要資金を無利子貸付することにより、貸与機関が小規模企業者等に対して設備資金の無利子貸付並びに必要設備の割賦販売及びリースを行った。（設備資金貸付事業：貸付規模19,355百万円　設備貸与事業：貸与規模33,561百万円）

９．中小企業の経営革新支援

９．１人材支援事業

(1)若者と中小企業とのネットワーク構築事業

中小企業の魅力を若者に対して効果的に発信する、インターンシップなど現場体験を拡大するなど、各種取組に対して支援を行い、就職ネットワークの構築を図るため、ジョブカフェや商工会議所などから、取組についての提案を受け、優れた取組をモデル事業として支援した。（予算額1,796百万円）

(2)企業等ＯＢ人材活用推進事業

新事業展開等のために人材を必要としている中小企業と、退職後も自らの知識等をいかしたいという企業等ＯＢとのマッチングを支援するため、ＯＢ人材の掘り起こしや中小企業のニーズの把握を行うとともに、両者のマッチングを行う事業を実施した。（予算額　518百万円）

(3)少子化時代に対応した経営への支援（中小企業 少子化対応経営 普及事業）

少子化対応経営を実施している中小企業等の事例を調査する。また、少子化対応経営に伴うコスト、ベネフィット、関連諸施策を調査、その普及を図り、中小企業の少子化対策を促進した。（予算額　47百万円）

(4)中小企業大学校での養成研修事業

創業者・中小企業者を対象として財務・経営戦略等の研修に加え、中小企業の諸課題に即した実践的な研修を実施した。地方都市等での校外研修やインターネットを活用した遠隔研修等も実施した。(中小機構運営費交付金の内数)

(5)経営革新支援アドバイザー事業

商工会・商工会議所等における優れた支援人材を経営革新支援アドバイザーとして位置づけ、中小企業等の創業・経営革新に向けたビジネスプランの策定やマーケティングリサーチ等を支援した。（予算額1,800百万円）

(6)起業支援ネットワークの環境整備

Ｗｅｂ上に双方向型ネットワークである「起業支援ネットワークＮＩＣｅ:ナイス）」を構築し、起業に必要な経営資源の調達を支援する環境の整備を行った。また、効果的な起業支援施策の構築に向けた様々なデータを収集する各種調査等を行った。（予算額 70 百万円）

(7)　国際展開を支える人材の育成支援（「アジア人財資金構想」）

我が国企業のアジアへの国際展開が進展する中、産学が連携し、アジア等の優秀な学生を我が国に招き、専門教育からビジネス日本語教育、インターンシップ、就職支援等までを一貫してサポートするプログラムを採択し、中小企業を始めとする産業界のグローバル展開やイノベーションを担う人材を育成する事業を、2007 年度より開始した。（予算額 3,050 百万円）

９．２．創業や新事業活動への密接な支援

(1)　新連携活動促進事業

異分野の中小企業が有機的に連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る取組（新連携）について、支援した。

(ア) 新連携対策支援事業

(A)連携体構築支援事業

中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源、技術、販路等を持ち寄り、企業、研究機関、ＮＰＯ、組合等と連携体を構築する取組に要する経費を補助した。

(B)事業化・市場化支援事業

「中小企業新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた連携体が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取組に要する経費を補助した。（予算額 2,503 百万円）

(イ) 新連携支援地域戦略会議推進事業

全国９カ所に「新連携支援地域戦略会議」を設置し、「中小企業新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」に取り組もうとする中小企業の相談に応じるとともに、各種専門家による販路開拓等に係るアドバイスなど事業化までのハンズオン支援を行った。併せて、「全体運営管理事務局」を設置し、連携体制を構築した。（予算額 954 百万円）

(2)新市場創出支援活動事業

(ア) 中小企業総合展

経営革新に取り組む中小企業者が自ら開発した新商品・新技術等を出展・プレゼンテーション等により紹介する「中小企業総合展」を開催し、ビジネスマッチングの場を提供した。(中小機構運営費交付金の内数)

(イ) ベンチャーフェア

革新的な製品・試作品やサービス等を大々的に展示・紹介し、販路・事業提携先の開拓の支援を行うため、東京において中小企業・ベンチャー企業のための大規模展示会「ベンチャーフェア JAPAN」を開催した。(中小機構運営費交付金の内数)

(ウ) ベンチャープラザ

中小企業・ベンチャー企業が自社のビジネスプランの発表等を通じて投資家・事業パートナー等と出会う機会を提供し、資金調達を始めとする様々な課題の解決を支援するイベント「ベンチャープラザ」を開催した。(中小機構運営費交付金の内数)

(3)販路開拓コーディネート事業

大規模なマーケットを抱える東京及び大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに商社ＯＢ等の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）を配置し、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等を商社・企業に紹介または取次ぎを行い、市場へのアプローチを支援した。

(4)エンジェル税制

ベンチャー企業による個人投資家（いわゆるエンジェル）からの資金調達を促進するため、[1]対象となるベンチャー企業の要件の緩和[2]ベンチャー企業の事前確認制度の導入[3]時限措置であった株式譲渡益２分の１課税圧縮特例の延長などの施策を講じた。

(5)「がんばれ！中小企業ファンド」の組成促進

新事業展開に困難を抱えている中小企業に対し、（独）中小機構が民間主体とともに「がんばれ！中小企業ファンド」を組成し、資金供給や販路拡大等の経営支援を行うこ

とにより、中小企業の新事業展開を強力に支援した。

(6)「ベンチャーファンド」への組成促進出資

国内の成長初期段階にあるベンチャー企業等に対する投資促進を目的として、(独) 中小企業基盤整備機構が民間のベンチャーキャピタルとともに「ベンチャーファンド」を組成し、専門家等によるハンズオン支援をきめ細かく行うことにより、中小企業の新事業展開を支援した。

(7) 新創業融資制度

ビジネスプランを的確に審査し、無担保・無保証人で創業者及び創業を予定する者に融資を行う「新創業融資制度」を実施し、創業の促進及び雇用の創出を図った 2007 年度からは、貸付限度額の「1000 万円以内」への引き上げ及び開業のための自己資金要件の１/３へ引き下げる等の制度の拡充を行った。

９．３．中小企業のＩＴ化支援

中小企業がＩＴ化を進めるにあたって、人材不足や資金不足等の経営資源の障壁を取り除くことにより中小企業のＩＴ化を促進した。

(1) 中小企業へのＩＴ専門家の派遣

(独) 中小機構が、中小企業の依頼に応じ、ＩＴ導入に関するアドバイスを行うＩＴアドバイザーを派遣した。(中小機構運営費交付金の内数)

(2) ＩＴを活用した経営革新の支援

(ア) 中小企業戦略的ＩＴ化促進事業

中小企業者の利活用に配慮された企業間電子データ交換（ＥＤＩ）システム等を活用したシステムを構築するために実施する事前調査研究事業や開発・導入事業の一部を補助することにより、ＥＤＩシステム等の普及を進め、中小企業の高度なＩＴ化の推進を図った。(予算額 260 百万円)

(イ) ＣＩＯ育成・活用型企業経営革新支援事業（ＩＴ経営応援隊)

中小企業等がＩＴ経営の実践を自主的に進めるため、官民連携のネットワーク（ＩＴ経営応援隊）を通じて、研修会を開催、ベストプラクティスの収集・普及（ＩＴ経営力大賞)、地域ＩＴ応援隊によるきめ細かな支援策を行った。(予算額 600 百万円の内数)

(3) ＩＴを活用した情報提供の促進

(ア) e-中小企業&ネットワーク事業(後掲　第 16 章２節)

(イ) 中小企業支援ポータルサイトの運営（Ｊ-Ｎｅｔ21)

(独) 中小企業基盤整備機構において、インターネット上でのポータルサイトを運営し、中小企業及び中小企業支援担当者等が必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供した。(中小機構運営費交付金の内数)

10. 中小企業連携組織対策

(1)　中小企業組合制度の一層の活用

昨年、中小企業組合の事業運営全般の規律を強化するとともに、中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運営を確保するための中小企業等協同組合法の改正を行った。本年度は、当該制度改正にかかる周知を徹底し、事業運営全般の信頼性がより一層向上し、また、共済事業の健全な運営が担保された中小企業組合が今後より一層活用されるよう、普及を図った。

(2)　中小企業団体中央会を通じた組合支援

中小企業が組合等の連携組織を活用して生産性の向上等を図ろうとする活動に対し、引き続き全国中小企業者団体中央会を通じて支援を行った。(予算額 1,240 百万円)

(3)　高度化融資による設備資金の支援

(独) 中小企業基盤整備機構は、都道府県と協力して、引き続き事業協同組合等が共同事業の用に供する施設を整備するのに必要な資金の支援を行った。

11. 下請中小企業対策・官公需施策等の推進

経済のグローバル化等の進展により、下請中小企業を取り巻く経営環境は著しく変化している。また、原材料価格の上昇等により多くの中小企業が収益に影響を受けるなど、懸念材料も依然として見られる。こうした状況の下、下請事業者の利益を保護するため、「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請代金法」という。）の厳格な運用、「下請中小企業振興法」（以下「下請振興法」という。）の周知、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の策定、原油価格高騰下における下請中小企業対策など、下請適正取引等の推進を図った。また、官公需について、中小企業の受注機会の増大を図るための施策等を着実に

推進した。

11. 1. 下請中小企業対策

(1) 下請取引の適正化

(ア) 下請取引の適正化を推進するため、公正取引委員会等とともに下請代金法に基づき、約 220,400 件の親事業者、下請事業者に対する書面調査、約 740 (中小企業庁分) 件の親事業者に対する立入検査を実施し、書面調査及び立入検査の結果に基づき下請代金法違反の事実又はそのおそれがみられた約 9,600 件の事業者に対する改善指導等（うち勧告８件）を行った。（ただし、件数は 2007 年４月から 12 月までのもの)

(イ) 下請代金法等を普及啓発する観点から、親事業者及び下請事業者の外注（購買）担当者等を対象として、下請取引改善講習会等を開催した。（予算額 84 百万円)

中小企業庁開催

(通年開催)

一日コース 25 会場、半日コース 51 会場、業界団体向けセミナー13 会場

(下請取引適正化推進特別月間開催)

全国６会場

(下請取引適正化推進月間開催)

全国 25 会場

公正取引委員会開催

(通年開催)

各都道府県８会場

(下請取引適正化推進月間開催)

全国 30 会場

(コンテンツ業界対象)

３会場

中小企業庁・公正取引委員会共催

(下請取引適正化推進特別月間開催)

全国 10 会場

(ウ) 2007 年６月、政府の「成長力底上げ戦略」を踏まえ、中小企業の生産性向上のため、元請企業・下請企業間の望ましい取引関係の事例等を盛り込んだ「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を８業種について策定した。

(エ) 2007 年 11 月 27 日付けで親事業者 20,140 社、関係事業者団体 616 団体に対し、通達（「下請取引の適正化について」）を発出し、下請代金法の遵守等を要請した。

(オ) 下請代金法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、2007 年 12 月 11 日付けで、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の長に対して、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官連名の文書により要請した。

(カ)「年度末に向けた中小企業対策」に従い、下請取引に係るベストプラクティスを集めたパンフレットを 10 万部作成し、普及啓発を図った。

(2) 下請中小企業の振興

(ア) 下請振興法に基づき、下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、次の措置を講じた。

(A) 振興基準の周知

下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準(以下「振興基準」という)、振興事業計画に係る助成措置等について、下請取引改善講習会等で周知を図った。（予算額 64 百万円)

(B) 原油・原材料の価格上昇を踏まえ、2007 年８月 24 日付けで関係事業者団体 613 団体に対し、通達(「原油・原材料の価格上昇に伴う下請事業者への配慮について」)を発出し、下請振興法に定める「振興基準」を遵守し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請した。また、2007 年 11 月 27 日付けで関係事業者団体 717 団体に対し、通達（「下請事業者への配慮等について」）を発出し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請した。

(イ) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援

(A) 取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った受発注情報を都道府県内・外において紹介し、きめ細やかな取引のあっせんを行った。

また、2007 年度より運用を開始しているインターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション（ＢＭＳ）（http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/）」により、受発注情報等の情報提供を行い販路開拓のための支援を行った。（2007 年４月から 2008 年２月までの取引あっせん件数 28,431 件、2008 年１月末現在の登録企業数は 18,459 社)(予算額 67 百万円の内数)

(B)緊急広域商談会開催事業

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業について、広域的に新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を開催した。（2007 年度は３会場、341 社が参加）（予算額 13 百万円）

(C)脱下請人材育成事業

脱下請を目指す下請中小企業の経営者等を対象として、自立化するためのノウハウ（自立化のために必要な製品開発力、マーケティング・経営戦略等）を習得するための短期集中研修を７都県にて実施した。（予算額 13 百万円）

(3)独占禁止法による不公正な取引方法の規制

不公正な取引方法を含む独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するとともに、違反行為を未然に防止する観点から、中小企業からの不公正な取引方法に関する相談に積極的に応じた。

11. ２．官公需施策等の推進

(1)官公需施策

「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のための施策について、周知徹底を図った。（予算額 32 百万円）

(2)事業活動の機会の適正な確保

中小企業の事業活動の機会の適正な確保のため、「小売商業調整特別措置法」及び「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の厳正な運用を行った。

12. 中小企業の国際化対策

中小企業庁では、「グローバル経済成長戦略」において、「中小企業の国際展開のための環境整備」を図っていくことを唱っており、海外展開情報の提供、人材確保・育成、資金面の充実を通じ、中小企業の海外展開を支援した。

また、進出先国の法制度の未整備や規制の運用が不透明であることは、現地中小企業の円滑な経済活動の推進に支障をきたしており、我が国中小企業の海外における事業環境の整備を促進する観点から、我が国の中小企業施策等について紹介する等その運用改善に向けた協力を行った。

(1)輸出支援事業

中小企業による海外市場への販路開拓を促進するため、海外見本市・展示会への出展支援や海外有望企業とのマッチング・商談支援、輸出有望商品の発掘等の輸出支援事業、原産地証明に関する手続等に関する情報提供、個別相談を実施した。また、「JAPAN ブランド」の実現を目指し、市場調査、ブランド戦略づくり、新商品開発等の取組を行うプロジェクトについて、総合的に支援した。

(2)海外展開の円滑化

情報提供（海外展開ノウハウ等、海外情報等）、セミナー開催、アドバイス事業、現地調査等を実施した。また、研修事業、専門家派遣事業を通じ、現地日系企業の生産性、品質向上を担う技術者の育成、マネジメント（管理職）人材の育成等を推進した。

(3)国際協力

国際会議や二カ国間政策対話を通じて、相手国政府と一体となって、我が国中小企業が展開しやすい現地でのビジネス環境整備を推進すべく、中小企業の事業環境整備等についての意見交換を行った。

(4)中小企業グローバル展開ファンド

「がんばれ！中小企業ファンド」の中に、海外進出を資本面から支援する「中小企業グローバル展開ファンド」を創設した。

(5)海外事業展開支援保証制度

中小企業者の海外における事業資金調達を円滑化し、海外事業展開を支援するため、中小企業者が海外子会社への融資についてのスタンドバイ信用状の発行を銀行等に依頼するにあたって負う債務に関する信用保証の特例を創設した。

13. 中小企業経営安定対策

13. １．中小企業の災害対策

(1)　災害発生時の対応

被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付、セーフティネッ

ト保証等を実施した。

また、能登半島地震及び新潟県中越沖地震を激甚災害に指定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく中小企業関係特例措置を適用するとともに政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ措置を行った。さらに、石川県及び新潟県が設置する被災中小企業復興支援ファンドに対し、中小機構から無利子貸付を実施した。

(2)災害等による被害を最小限にとどめるための事前対策

災害等による事業の中断を最短にとどめ、早期に事業復旧するため、ＢＣＰ（事業継続計画）の普及を図った。（予算額20百万円）

また、策定したＢＣＰに沿った防災施設の整備に対して、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫において低利融資を実施した。

13. ２．中小企業の倒産対策

全国の主要商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」における相談事業を支援した。（予算額 41 百万円）

また、経済環境等の変化等に伴い、資金繰りに困難をきたす中小企業者に対し、政府系中小企業金融機関等によるセーフティネット貸付及びセーフティネット保証による資金供給を推進した。

さらに、取引先の倒産による連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済法に基づく共済事業を引き続き推進した。このため、実施主体である（独）中小企業基盤整備機構において、業務の円滑な遂行を図った。（中小機構運営費交付金の内数）

14. 雇用・福祉対策の推進

14. １．労働対策の推進

(1)雇用の安定・促進

(ア) 中小企業の活力をいかした新たな雇用機会の創出支援

良好な雇用機会の創出を図るため、「中小企業労働力確保法」に基づき、創業・異業種進出を行うなど活力ある中小企業の人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動への支援を積極的に推進した。

さらに、新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、新規・成長分野の企業等を対象として、各種セミナーや求職者との面接会の開催等を通じたきめ細かな情報提供・相談援助等の支援措置を総合的に実施した。

(イ) 労働者の雇用維持対策

景気の変動その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、休業等又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して雇用調整助成金を支給した。

(ウ) 建設労働者の雇用対策

(A)若年労働者等の建設技能労働者の育成・確保の促進

(B)労働力需給調整システム（建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業）の活用促進等による労働者の就業機会の確保

(C)建設事業主による新分野進出や建設業内外への労働移動の推進

(エ) 高齢者雇用対策

(A)定年の引上げ、継続雇用制度等の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保

(B)高齢者雇用関係助成金の支給

(オ) 障害者の雇用の促進

(A)法定雇用率達成のための取組の推進

(B)障害者の雇用の促進及び職業の安定のための助成金の支給

(カ) 地域雇用対策

地域雇用創造の核となる産業における新たな雇用創出を支援するため、サービス分野及び市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対し、創業経費及び雇入れについて助成を行う地域創業助成金を支給した。

(2)人材育成対策の推進

(ア) 事業主等の行う能力開発推進体制の整備

(A)職業能力開発推進者講習、全国職業能力開発促進大会の開催等企業内の職業能力開発の推進の支援（予算額 951 百万円）

(B)キャリア形成促進助成金制度による企業内の職業能力開発に要する費用の助成

(C)中小企業に対する職業能力開発に関する情報提供・

相談援助、地域職業訓練センターの設置・運営

(D)認定職業訓練を行う中小企業事業主等に対する補助

(E)実践型人材養成システムに取り組む中小企業事業主等に対する支援（予算額373百万円）

（イ）公共職業訓練の推進

中小企業労働者・離転職者等に対する職業訓練の推進

14．２．福祉事業の推進

(1)労働時間対策及び安全と健康確保対策等の推進

（ア）労働時間等の設定改善の促進を通じた仕事と生活の調和対策の推進

(A)労働時間等の設定改善に向けた取組の推進（予算額1,286百万円）

(B)仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成（予算額263百万円）

（イ）労働者の安全と健康確保対策

(A)中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進

(B)小規模事業場における健康確保対策の推進等

（ウ）その他の労働条件向上対策

(A)賃金の支払確保対策の推進等

(B)最低賃金対策の推進

(C)賃金・退職金制度改善対策の推進

(2)　職業生活と家庭生活との両立と女性の能力発揮を可能にする環境の整備

（ア）職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

(A)育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の着実な施行

(B)育児や介護をしながら安心して働くことができる環境の整備

（イ）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

(A)男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進（予算額178百万円）

(B)女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進（予算額182百万円）

(C)職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進（予算額86百万円）

（ウ）パートタイム労働対策の総合的な推進

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案の一部を改正する法律案」成立後、円滑な施行に向けて周知啓発を行うとともに、パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主や中小企業事業主団体への支援を実施。

(3)勤労者福祉対策等の総合的な推進

（ア）勤労者財産形成促進制度の普及促進

（イ）中小企業退職金共済制度の普及等の推進

（ウ）勤労青少年福祉対策の推進（予算額26百万円）

(4)労働関係の個別化・複雑化への対応

個別労働紛争解決制度の推進。

15．特別対策

15．１．原油高騰・建築基準法改正への対策

(1)原油高騰への対策

原油価格が急激に高騰し、中小企業の大部分に大きな影響を及ぼしたため、「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」で緊急対策をとりまとめ、関連中小企業者対策を講じた。

（ア）相談窓口

(A)全国943箇所に特別相談窓口を設置

（イ）金融面の支援

(A)政府系中小企業金融機関におけるセーフティネット貸付

(B)信用保証協会におけるセーフティネット保証

※2007年12月に保証対象業種を緊急に追加

(C)政府系中小企業金融機関・信用保証協会において既往債務の条件を緩和

(D)原油価格高騰対策として、信用保険制度の財政基盤強化のために中小企業金融公庫への出資金237億円を追加措置（補正予算額23,700百万円）

（ウ）下請適正取引の推進

(A)下請代金の決め方などについて下請事業者に配慮するよう、経済産業大臣より関係事業者団体に対して要請（2007年11月）

(B)下請代金法の厳格な運用

(2)建築基準法改正への対策

改正建築基準法の施行に伴う建築確認手続の遅れによる建築・住宅着工の減少により影響を受けた中小企業を支

援するため、以下の施策を講じた。

（ア）政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫）、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、中小企業庁・各経済産業局に全国943カ所の建築関連特別相談窓口を設置

（イ）政府系中小企業金融機関において、建築・住宅着工減の影響を受けている幅広い業種に対するセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）、既往債務の返済条件の緩和を実施

（ウ）信用保証協会において、セーフティネット保証の対象となる不況業種として建築・住宅着工減、原油価格高騰の影響が顕著な業種を追加的に指定

15．２．業種別特別対策

(1)繊維産業対策

我が国繊維産業における、国内需要低迷や輸入品のシェア拡大などの厳しい状況を打開するため、以下の施策を講じた。

（ア）日本発ファッションの発信力の強化

世界有数の技術と感性を活かし、国際発信力の強化を図るため、「東京発　日本ファッション・ウィーク」（ＪＦＷ）の開催に対して支援を行った。

（イ）生産・流通構造の改革

(A)中小繊維製造事業者自立事業の実施

商品の企画、開発、生産、販売を自ら行い、活路を切り拓く意欲と能力のある中小の川中繊維製造事業者に対して支援を行った。

(B)ＳＣＭ（サプライ・チェーン・マネジメント）の推進

繊維産業全体の生産、流通の効率化を図るため、繊維中小事業者が情報技術を活用した効率的な業務・取引を行う際に必要となる知識等修得のための研修事業等を行った。（予算額40百万円）

（ウ）その他

(A)テキスタイル、アパレルの海外出展支援（予算額404百万円の内数）

(B)技術開発支援の強化（予算額1,136百万円）

(C)人材育成の効果的な実施（予算額50百万円）

(2)伝統的工芸品産業の振興対策

伝統的な技術・技法等を用いて製造される伝統的工芸品産業は、国民生活に豊かさと潤いを与え、特色ある地域づくりに貢献している。しかし、需要の伸び悩み、後継者不足等の問題に直面していることから、その振興を図るべく、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（以下「伝産法」という。）に基づき、各種振興施策を講じた。

（ア）伝統的工芸品産業振興関連補助事業

「伝産法」に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の補助を行った。（予算額1,027百万円）

(A)伝統的工芸品の産地の組合等が行う「振興計画に基づき行う後継者育成事業及び需要開拓等事業」、「共同振興計画に基づき行う需要開拓等共同振興事業」、「活性化計画及び連携活性化計画に基づき行う活性化事業」、「支援計画に基づき行う人材育成・交流支援事業及び産地プロデューサー事業」

(B)（財）伝統的工芸品産業振興協会が行う「人材確保及び技術・技法継承事業」、「産地指導事業」、「普及推進事業」、「需要開拓事業」

（イ）伝統的工芸品生産基盤対策調査等事業

伝統的工芸品の生産基盤の確立を図るため、伝統的工芸品の生産に不可欠な用具・原材料等について調査を行うとともに、代替原材料や新たな生産技術等について調査・研究等を行った。（予算額21百万円）

（ウ）「伝統的工芸品月間」普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会及び同地区大会の開催等の普及・啓発事業を実施した。

(3)べっ甲産業等対策

政府の決定で1992年末をもって、唯一の原材料であるタイマイの甲羅輸入が禁止されたことにより大きな影響を受けている中小べっ甲事業者の原材料確保対策として、(社)日本べっ甲協会が行う以下の事業等への補助を行った。（予算額81百万円）

（ア）国内タイマイ保護・増養殖事業

（イ）ワシントン条約対策事業

(4)生活用品産業対策（意匠・デザイン保全事業）

生活用品に係る地場の中小零細企業は海外から流入する模倣品等により被害を受けているが、これら企業は人的・財的資源や知識・ノウハウに乏しいため、単独では問題を解決することが困難であることから、全国中小企業団体中央会より、意匠・デザイン保全事業を実施する団体に対し、次の事業を補助した。（予算額 40 百万円）

（ア）内外資料整備

（イ）模倣相談

（ウ）模倣輸入急増対策

（エ）意匠等登録推進

(5)生活衛生関係営業対策

（ア）生活衛生関係営業対策

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化を通じて、その衛生的水準の維持向上を図り、あわせて利用者と消費者の利益を擁護することを目的として設置した生活衛生営業指導センターにおいて、2007 年度は 2006 年度に引き続き、時代の要求に即した生衛業の振興を図るため、以下の事業を実施した。

(A)事業の共同・協業化、経営管理の近代化、合理化等への取組に対して検討会を開催するとともに、消費者モニターを実施する経営基盤支援等事業（予算額４百万円）

(B)商店街等の生活圏単位のまちづくりを支援するための検討会の開催、意識調査、生衛業マップの作成等を行うまちおこし推進事業（予算額８百万円）

(C)生活衛生同業組合連合会等の自主的活動により消費者サービスの向上、地域の福祉増進、人材の育成、衛生水準の向上等の事業（予算額 230 百万円）

（イ）生活衛生関係営業に対する貸付

国民生活金融公庫（生活衛生資金貸付）において、1,800 億円の貸付枠で行った。沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、40 億円の貸付枠で行った。

(6)中小農林水産関連企業対策

（ア）中小農林水産関連企業の近代化

(A)農林水産関連企業等に対する補助等

(a)食料産業クラスターの形成（食品産業・農業・関連産業による連携構築）を促し、地域食材を活用した新たな戦略食品の創出、食農連携に意欲的な食品企業に対する情報発信機能強化等の取組に対する支援を行うとともに、地域食品ブランドの普及及び供給の促進、地域の食品企業の技術開発・知的財産の利活用に係る環境整備等への支援を行った。（予算額 609 百万円）

(b)中小食品製造事業者等に対し、食品の製造過程の管理の高度化を更に促進するため、人材育成の研修会や技術情報の提供による支援を行った。さらに、食品安全マネジメントシステム（ＩＳＯ22000）の普及・啓発を行った。（予算額 93 百万円）

(c)食品廃棄物を含むバイオマスの利活用推進を図ろうとする地域に対し、リサイクル施設の整備等の支援を行った。（予算額 14,346 百万円の内数）

また、経済的な食品リサイクルを目指す地域のモデル的な取組に対し、支援した。（予算額 70 百万円）

(d)「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の制度見直しの内容についての普及啓発を図った。（予算額 42 百万円の内数）

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の制度全般の定着・浸透、容器包装の排出抑制等の取組の促進等を図った。（予算額 56 百万円）

(e)ＢＳＥの発生等の緊急事態における事業者の経営の存続を図るための対応策等を構築した。（予算額 31 百万円）

さらに、2005 年 7 月 28 日に策定した「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づき、外食事業者が自主的に食材の原産地表示に取り組むことができるよう、更なる普及を推進した。（予算額 27 百万円）

(f)バイオテクノロジー戦略大綱がかかげる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、「よりよく生きる」の実現に資するため、産学官の連携のもと、実用化、産業化研究を推進した。（予算額 618 百万円）

また、民間企業等が大学・独立行政法人等の公的研究機関の技術シーズを活用して取り組む研究開発を推進した。（予算額 661 百万円）

また、異分野の研究者が画期的な技術を活用し

て行う共同研究を推進するとともに、ベンチャー企業の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を総合的に実施した。(予算額2,285百万円)

さらに、農林水産業、飲食料品産業、醸造業等の発展に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、民間における実用化段階の研究開発への支援を行った。(予算額1,200百万円)

(g)民間企業等からの公募による木質材料の新用途開発等を推進した。(産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業 661 百万円の内数)

(h)木材産業の経営の多角化等を図るため、事業の合理化等に伴う設備の導入等に必要な資金の借入について利子助成を行い、品質・性能の明確な木材を低コストで安定的に供給し得る施設整備等を促進した。(予算額70百万円)

(i)消費者に信頼される水産物の供給体制の強化を図るため、水産加工場へのＨＡＣＣＰシステム導入を推進するとともに、小規模加工業者のＨＡＣＣＰシステム導入を支援するための品目別危害分析・管理実施指針を作成するほか、「ＨＡＣＣＰ型衛生管理レベル判定基準」を活用し、水産加工業者の衛生管理レベルの判定とそれに基づく指導等を実施した。(予算額121百万円)

(B)農林水産関連産業に対する金融措置等

(a)特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、農産物の自由化等により影響を被る特定の農産加工業者の経営改善を図るための資金を農林漁業金融公庫等から融資した。

(b)「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づき、ＨＡＣＣＰ手法の導入を促進するため、食品製造事業者等の製造過程の管理の高度化に必要な施設整備に対し、農林漁業金融公庫から融資した。

(c)食品製造業者等と農林漁業者等が安定的な取引関係を構築し、その必要な農林漁業施設の整備等を図るための資金を農林漁業金融公庫から融資した。

(d)乳業施設を改善する乳業者に農林漁業金融公庫等から融資した。

(e)木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、「林業・木材産業改善資金助成法」に基づき、林業・木材産業の経営改善等を実施するために必要な資金を融資した。

(f)水産加工業を取り巻く情勢の変化に対応して、周辺資源利用の維持向上及び水産加工業の体質強化を推進するため、水産加工資金による融資を行った。

(イ)食料、木材の流通の合理化

(A)民間団体を通じ、食品小売業者の電気使用状況の「見える化」等によるコスト縮減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、商品である農林水産物について、産地の特徴や生産方法についての情報、食育の知識などを消費者にわかりやすく、的確に伝達する取組を支援した。(予算額74百万円)

(B)民間団体を通じ、食品小売業者や商店街振興組合等が、生産者団体等と連携して、食品小売業者や商店街(中心市街地)の活性化を図るため、地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発等付加価値の向上を図る取組に対し支援した。(予算額33百万円)

(C)食品販売業者等に対し、国民生活金融公庫から生鮮食料品等小売業近代化貸付を行うとともに、食品流通構造改善貸付制度により、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫から融資した。

(D)乳製品工場の再編・合理化を促進するとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して助成(交付金及び(独)農畜産業振興機構からの充当金を活用。)したほか、乳業施設における衛生管理体制の徹底の確保を図った。(予算額4,120百万円)

(E)品質・性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給する流通・加工施設の拠点的設備等を促進するとともに、地域材を大規模需要者等へ安定的に供給する戦略的木材流通・加工体制や新たな総合利用システムのモデル的構築を図った。(強い林業・木材産業づくり交付金 6,433 百万円の内数、予算額 165 百万円)

(7) 中小運輸業対策（継続）

（ア）運輸業における中小企業対策の概要

運輸関係中小企業者に対しては経営基盤の強化、経営革新の支援等の支援措置を講じた。

（イ）経営革新対策

「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営基盤強化及び経営革新について指導・推進を行った。

（ウ）地域中小企業対策

「企業立地促進法」に基づき、造船業を中心とした地域に集積する造船関連産業の高度化、活性化を支援した。

（エ）業種別対策

(A)倉庫業

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、施設の近代化及び物流機能の高度化、倉庫の集団化事業の推進を行った。

(B)自動車分解整備事業

自動車分解整備事業の近代化に必要な資金調達の円滑化を図るため、自動車整備近代化資金制度の適正な活用により、債務保証及び利子補給を行った。

(C)内航海運業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じた。（政府保証予算額 53,000 百万円）

また、前年度に引き続き（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用し、環境にやさしく経済的な新技術を採用した船舶（スーパーエコシップフェーズⅠ）の建造を促進することにより、内航海運の活性化を図った。（政府出資金 3,951 百万円）

(D)中小造船業・舶用工業

中小造船業及び舶用工業の新たな事業活動への取組を支援するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づき事業者が実施する経営革新及び異分野連携新事業分野開拓のための事業に対し、金融等の所要の措置を講じた。あわせて、信用補完措置の強化、雇用の安定のための対策等、経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組んだ。

(8) 中小建設業対策

（ア）人材確保・育成

優れた建設技能労働者を対象に優秀施工者国土交通大臣顕彰を実施するとともに、(財)建設業振興基金による人材の確保・育成のための施策を講じた。

（イ）組織化・共同化

中小建設業者の事業協同組合等による組織化を進めるとともに、その共同事業の合理的な運営の指導に努めた。

（ウ）経営革新・合理化

(A)「中小企業新事業活動促進法」等の支援施策の活用促進を図り、中小建設業者の創業・経営革新・新連携への取組を推進するための支援及び情報提供を行った。

(B)中小・中堅建設業者の新分野進出等の経営革新の取組を促進するため、「新分野進出支援モデル事業」の実施、各都道府県建設業協会等への「ワンストップサービスセンター」の設置などにより、関係省庁が連携して支援したほか、電子商取引環境の構築を推進した。

(C)建設業における独自の簿記会計知識の普及と会計処理能力の向上を図り経営の合理化、近代化を推進するため、(財)建設業振興基金において建設業経理事務士検定試験等を実施した。

(D)1990 年９月に策定された「業種別経営改善指針作成要領」の周知を図り、(財)建設業振興基金による助成など、業界団体による自主的な経営改善への取組を支援、指導した。

(E)中小建設業者の経営基盤強化のため、(財)建設業振興基金が建設業経営者研修事業等を行った。

(F)中小建設業者の新分野進出を促進するため、情報提供等のサービスを１カ所でまとめて受けることができる「ワンストップサービスセンター」を各都道府県建設業協会等に設置し、関係省庁が連携して支援した。

（エ）金融の円滑化

政府系中小企業金融機関による融資、前払金保証事業会社による預託融資などの活用の促進を図るとともに、中小・中堅建設業者の資金繰り悪化及び連鎖倒産防止の観点から、下請セーフティネット債務保証事業の普及促進を図るとともに、同事業において、ファクタリング事業者を債務保証対象に追加する措置を講じた。

（オ）調査・研究

(財)建設経済研究所及び(財)建設業振興基金において、建設産業を巡る問題について調査・研究を行った。

(カ) 建設生産システムの合理化

「建設産業における生産システム合理化指針」の一層の周知徹底を図るとともに、中央建設生産システム合理化推進協議会において設置された専門委員会において、多様化した現在の生産システムについて積極的に合理化の検討を行った。

(キ) 地域の中小住宅生産者の近代化・活性化

地域の中小住宅生産者の近代化・活性化を進めるため、住宅市場整備等推進事業を推進し、技術開発、技能者育成などに対し、支援等を行った。

(9)中小不動産業対策

(ア) 不動産流通市場の整備

指定流通機構制度のより一層の普及を図るため、同制度に対する消費者の認知度や関心度を高めるとともに消費者から信頼を得ることが必要であり、指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用した情報提供の取組を支援し、不動産流通市場の一層の整備を促進した。

(イ) 中小不動産業者に対する金融措置

政府系金融機関による中小不動産業者に対する設備資金等の貸付け、並びに(財)不動産流通近代化センターによる中小不動産業者の協業化円滑化資金（2007 年度新規資金）、共同施設資金等、事業者団体等の協業化のための資金等についての債務保証及び利子補給を行った。

15. ３. エネルギー・環境問題への対応

(1) 中小企業のエネルギー使用合理化の支援

(ア) 研究開発型中小企業挑戦支援補助金（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）

エネルギー使用合理化に資する中小企業の優れた技術シーズの事業化による創業、新事業展開を促進するため、中小企業者等が行う実用化研究開発に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング等を一体的に実施した。特に、2007 年度から、補助対象経費を一部拡大し、中小企業等が技術課題の解決のために公設試験研究機関等へ研究開発の一部を委託する場合や、分析・検査を依頼する場合の経費の一部についても新たに補助対象とした。（予算額 470 百万円）

(イ) 中小企業の排出削減支援

(A)温室効果ガス排出削減支援事業費補助金

排出削減のため先進的な設備投資を行う中小企業を対象に、設備導入前後で継続的に排出量データの計測を行い、また第三者認証を受けることを条件に、設備導入にかかる費用を補助率１/２で支援を行った。(399 百万円)

15. ４. 人権啓発の推進

中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及させ、人権意識の涵養を図るため、都道府県等に委託をして人権啓発のための事業（講演会等）を実施した。

15. ５. 沖縄の中小企業対策

沖縄の中小企業対策については、沖縄振興開発金融公庫の貸付枠について中小企業等資金貸付規模 610 億円を確保するとともに、特別貸付制度の拡充、貸付条件の改善等を実施した。（予算額 61,000 百万円）

また、優秀なビジネスプランを有し沖縄県において事業化を目指すベンチャー企業を集中的に支援する事業を実施した。（予算額 58 百万円）

16. 調査・広報の推進

16. １. 調査

(ア) 中小企業基本法第 11 条に基づき、「2008 年度中小企業の動向・2009 年度中小企業施策」を作成した。（予算額 461 百万円の内数）

(イ) 中小企業基本法第 10 条に基づき、中小企業の経営・財務情報等を把握するため「中小企業実態基本調査」を実施した。（予算額 299 百万円）

(ウ) 中小企業に関する基礎データの整備のため、規模別製造工業生産等指数、規模別輸出額・輸入額、規模別国内企業物価指数等を作成した。

(エ) 中小企業の足下の景気動向を把握するため、四半期ごとに「中小企業景況調査」を実施した。（中小機構運営費交付金の内数）

16. ２. 施策の広報

(1) ラジオ、新聞、インターネット等を活用した施策の広報

中小企業が抱える諸問題の解決のため、経営の秘訣や成

功のポイントや中小企業に役立つ最新の施策情報を紹介するラジオ番組を制作・放送した。

また、中小企業施策の認知度を一層向上させるため、新聞・雑誌広告を行った。

さらに、中小企業支援機関との連携の下、最新の中小企業施策情報等をメールマガジン（e-中小企業ネットマガジン）により中小企業者等に対し直接発信するとともに、「中小企業庁ホームページ」による中小企業施策情報の紹介や、中小企業者等からの経営相談など、インターネットを活用した情報提供等を推進した。

(2) 印刷物による施策の広報

中小企業施策の普及・利用促進のため、施策のポイントをまとめた「中小企業施策利用ガイドブック」及び利用頻度の高い施策毎に「リーフレット」等を作成。地方公共団体・中小企業関係機関等を通じ、広く中小企業者等に配布した。

(3) 「一日中小企業庁」の開催

中小企業施策に対する要望・意見等を聴取し、今後の施策に反映させ、その充実を図るため、2007 年９月に福井県において「一日中小企業庁」を開催した。